

昭和 35 年

# 身体障害者実態調査結果報告書

厚生省社会局

## ま え が き

この結果報告書は、昭和35年7月1日現在で行なわれた身体障害者実態調査をまとめたものである。

身体障害者の実態については、昭和26年末に全国調査を実施し、また昭和30年10月には年令18才以上の身体障害者について1/200の抽出率による調査を実施したのであるが、その後の社会状況の推移と更生援護の徹底により、その実態についてもかなりの変動が予想されたので、今後における援護施策の一層の強化進展を図るため、この調査を実施した次第である。

今回の調査は、昭和35年度厚生行政基礎調査に附帯して、厚生行政基礎調査調査員が身体の不自由な者に面接のうえ、身体障害者実態調査基本票を作成し、この基本票に基づいて本調査を行なったものである。幸い関係者各位のこの調査に対する深い理解と、積極的な協力によつて、その目的を達成することが出来たことは、誠に感謝に堪えないところである。

おわりに、この調査の実施に当たつて非常な御努力を煩わした都道府県、市及び町村の関係者各位並びにこの調査の技術的指導、集計及び製表について御協力を賜つた厚生省大臣官房統計調査部の関係者各位にこの機会に深甚の謝意を表する次第である。

昭和36年12月

厚生省社会局長

大 山 正

# 目 次

## ま え が き

### I 調査の概要

1. 調査の目的および調査の事項	7
2. 調査の対象および客体	7
3. 調査の時期	7
4. 調査の方法	10
5. 用語の解説	10
6. 結果の推計	14

### II 調査の結果

1. 身体障害者数	17
2. 身体障害者手帳の所持状況	20
3. 障害を複合して有している者の状況	21
4. 障害の原因	21
5. 障害種類別にみた就学状況	22
6. 配偶の状況	23
7. 更生医療を必要とする者の状況	24
8. 補装具の所持状況	24
9. 更生援護施設等への収容を必要とする者の状況	26
10. 障害のため介護を必要とする者の状況	27
11. 世帯の状況	28
12. 就業の状況	30
13. 各種年金（障害福祉年金を除く）受給の状況	33
14. 障害福祉年金受給の状況	34
15. 視覚障害者の点字の理解状況	35

### III 統 計 表

第1表 障害者数，年令・性・等級・身体障害者手帳の有無別	38
第2表 複合障害者数，複合障害種別・等級別	38
第3表 障害者数，障害種別・障害時の年令・障害の原因別	40
第4表 障害者数，障害種別・障害の原因・年令別	40
第5表 障害者数，障害種別・等級・年令・学歴別	42

第6表	障害者数，障害種別・等級・年齢・配偶別	44
第7表	更生医療の必要者数，更生医療の種類・等級・年齢・家計上における本人の地位別	46
第8表	障害者数，等級・補装具所有及び要否の状況別	48
第9表	施設に収容の必要者数，施設種別・等級・就業の有無・年齢・性別	50
第10表	介護の必要者数，障害種別・等級・年齢・介護の状況別	52
第11表	障害者数，障害種別・家計上の現金支出・世帯人員別	54
第12表	障害者数，障害種別・家計上の地位・納税額別	55
第13表	被保護世帯に属している障害者数，障害種別・等級・年齢・家計上における本人の地位別	56
第14表	就業者数，障害種別・等級・年齢・性別	58
第15表	就業者数，障害種別・従業上の地位・勤務年数・収入階級別	60
第16表	障害者数，職業・最終学歴別	63
第17表	就業者数，障害種別・技能取得方法・職業別	63
第18表	未就業者数，障害種別・等級・未就業の理由・年齢別	64
第19表	年金受給者数，障害種別・年金の種類・年齢・就業の有無別	66
第20表	障害福祉年金受給者数，障害種別・等級・年齢別	66
第21表	視覚障害者数，点字の理解状況・障害の時の年齢・調査時の年齢・等級別	68

第 I 編

調査の概要

## 1 調査の目的および調査の事項

身体障害者の福祉に必要な基本的事項を調査し、これを適確に把握することにより、身体障害者福祉法の円滑適正な運営に資する目的をもつて次の事項を調査したものである。

- (1) 身体障害者の数
- (2) 身体障害者世帯の状況
- (3) 身体障害者の就業の状況・配偶の状況・学歴・障害福祉年金等の状況・所得税納付の状況
- (4) 身体障害者の障害の状況・障害の原因・障害の時期
- (5) 身体障害者の更生医療の要否・補装具の要否・施設入所の要否

## 2 調査の対象および客体

この調査は、全国の身体障害者福祉法別表に掲げる程度の障害を有する者（以下「別表該当者」という。）を調査の対象とし、調査の客体は、昭和35年度厚生行政基礎調査の調査地区内の別表該当者を調査の客体とした。

## 3 調査の時期

- (1) この調査の基本的調査は、次に示す身体障害者実態調査基本票（以下「基本票」という。）により、昭和35年度厚生行政基礎調査（以下「厚生調査」という。）に付帯して、昭和35年4月15日現在により行なった。
- (2) この調査の本調査は、次に示す身体障害者実態調査票（以下「本調査票」という。）により、昭和35年7月1日現在により行なった。



身体障害者実態調査・基本票

厚生省

(昭和35年4月15日現在調査)

保健所名

調査員氏名

地区番号	世帯番号			身体障害者の 世帯員番号
(1)住所	郡市		区町村	番地
(2)世帯主 の氏名	(3)身体障害者 の氏名			
(4)世帯主との 続柄	(6)性	(8)出生年月日	(7)身体障害の部位	(8)摘要
(2)男	(8)女	明大昭 (4) 年 月 日	1 眼の不自由 (11) 2 耳・言葉の不自由 3 手足体の不自由	
(8)世帯 種	I	1 医療扶助のみを受けている世帯 2 医療扶助とその他の扶助とをあわせ受けている世帯 3 医療扶助以外の扶助のみを受けている世帯 4 生活保護を受けていない世帯 (14)		
	II	1 国民健康保険のみに加入している世帯 (14) 2 国民健康保険とその他の医療保険とにあわせ加入している世帯 3 国民健康保険以外の医療保険のみに加入している世帯 4 医療保険に加入していない世帯		
(10)世帯員数	(12)	(11)昭和35年3月中に要した 家計上の現金支出	(25)	千円 ,000
(12)備考				

上質紙55kg B列6号

記入上の注意

- 1 保健所名は、保健所において記入すること。
- 2 「(1)住所」は、番地まで正確に記入すること。
- 3 (2)は、被調査世帯名簿により、欄外および(4)~(7), (8)~(11)欄は、厚生行政基礎調査票の該当欄から転記すること。なお、転記の便宜のため、厚生行政基礎調査票の該当番号をこの調査票の欄内に小文字で印刷しておいたからこれにより正しく転記すること。
- 4 「(8)摘要」欄には、面接の際えられた身体障害に関する状況、たとえば障害の程度・身体障害者手帳の有無、その他の参考事項を記入すること。

行政管理庁承認No. 2711  
昭和35年7月31日迄  
厚 2-7-13-1  
昭和35年4月8日登録

身体障害者実態調査票

厚生省

(昭和35年7月1日現在調査)



都府 郡市 区町 福祉事務所名

地区番号	世帯番号	身体障害者の世帯員番号	調査員氏名	医師氏名
世帯主との続柄	性	出生年月日	世帯種	世帯員数
転記欄	男女	明大昭 年 月 日	I II 1 2 3 4 1 2 3 4	家計上の現金支出 千 円 0 0 0
(1) 配偶の係	1 未婚 2 有配偶 3 死別 4 離別			
(2) 最終学歴	1 小学校在学中 2 小学校卒 3 中学(旧高小)卒 4 高校(旧制中)卒 5 短大(旧高专)卒 6 大学卒 7 特殊学校(学級)卒 8 不就学			
(3) 就業状況	1 就業している 2 就業していない			
(4) 職業	1 業主 2 家族従業者 3 常雇 4 口雇 5 その他			
(5) 勤続年数	(7) 就業に伴う昭和35年5月中収入 千 円			
(6) 現職の習得方法	1 受傷前より現職に従事 2 更生援護施設 3 公共職業訓練 4 受傷後現職に就事 5 個人授職 6 その他			
(7) 就業していない理由	1 休業 2 失業 3 身体上の理由により就業不能 4 就業の必要がない 5 その他			
(8) 身体障害者手帳の有無	1 手帳あり 2 手帳なし			
(9) 身体障害の部位	1 視覚 2 聴覚 3 平衡機能 4 音声言語 5 上肢切断 6 上肢機能障害 7 下肢切断 8 下肢機能障害 9 体幹			
(10) 点字の理解状況	1 読み書きともできる 2 読めるが書けない 3 書けるが読めない 4 読み書きともできない			
(11) 障害の原因	1 先天的障害 2 旧軍人、軍属で公務上の災害 3 業務上の災害 4 結核 5 結核以外 6 交通事故 7 戦災 8 その他			
(12) 障害の時期	明大昭 年 月 頃			
(13) 身体障害の等級	1 級 2 級 3 級 4 級 5 級 6 級 7 不明			
(14) 更生医療の状況	1 了 2 必要 3 不要			
(15) 必要とする更生医療の種類	1 開眼および視力増強手術 2 聴力増強手術 3 断端部手術 4 固定回転等手術 5 その他			
(16) 介護の状況	介護者あり (1 家族 2 その他) 3 必要だがいない 4 必要でない 介護者なし			
(17) 施設収容の必要と否	1 肢体不自由者更生施設 2 失明者更生施設 3 ろうあ者更生施設 4 身体障害者収容授産施設 5 その他 6 不要			
補養具所有および要否等の状況	盲人安全つえ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 補聴器 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 義手足 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 装具 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 車椅子 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 その他 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0			
加入している社会保険の種類	1 健康保険 2 日雇健康保険 3 船員保険 4 共済組合 5 国民健康保険 6 労災保険 7 未加入			
障害福祉年金受給の有無	1 有 2 無			
受給している年金の種類	1 恩給 2 厚生年金 3 船保年金 4 労災公災 5 その他 6 受給していない			
家計上における本人の地位	1 家計の中心者 2 家計補助者 3 被扶養者			
所得税納税額	本 人 世帯合計額 千 円 千 円			
複 合 障 害	1 視覚障害 2 聴覚障害 3 平衡機能障害 4 音声言語障害 5 肢体不自由(上肢) 6 肢体不自由(下肢) 7 肢体不自由(体幹)			
備考				



## 4 調査方法

- (1) この調査は厚生省が都道府県および地方自治法第 252 条の19第 1 項の指定都市に委託して行なつた。
- (2) 基本票の作成は、厚生行政基礎調査調査員が全世帯を訪問して、面接のうえ行なつた。
- (3) 本調査票の作成は、基本票の作成された者について、調査員および専門科の医師が訪問して、面接のうえ行なつた。

## 5 用語の解説

### (1) 世帯とは

イ 調査日現在、事実上の住居をともし、かつ事実上の家計を一つにしている者の集り。

ロ 調査日現在、一人で独立の家計を維持する者。ここでいう家計とは、日常生活を営むための収支をいう。

ただし、世帯主が外国人である世帯や、生活保護法にいう宿所提供施設以外の保護施設、児童福祉法にいう児童福祉施設および身体障害者福祉法にいう身体障害者更生援護施設に收容されている世帯は、調査の対象としない。

- (2) 世帯員とは、調査日現在、この世帯に在住している者と本来この世帯で生活すべきもので医療施設に入院中の者とである。したがって、家事使用人であつても住居、家計をともししている者、船乗り、富山の薬売りなどのごとく生活の本拠をこの世帯において、従業上の都合もしくは職業上の目的をもつて、その就業場所を移動する者は世帯員となるが、これに反して、入監、收容保護、あずけた里子、遊学、別居、出かせぎ中の者などのようにその生活の本拠を一定地に移し、その地において就業または就学したり生活している者は、たとへ日常生活上の経済関係がある場合でも世帯員とはしない。

また、主として事業上に使われている使用人は、たとへ住み込みであつても世帯員とはしないので、上に掲げた世帯の定義により世帯単位ごとに別世帯とする。

### (3) 世帯の種類は次のように分ける。

イ 被保護世帯 世帯員中に調査日前 1 ヶ月間に生活保護を受けた者のいる世帯をいう。

ロ 国保加入世帯 被保護世帯以外の世帯で国民健康保険のみに加入している世帯をいう。

ハ 医療保険加入世帯 被保護世帯以外の世帯で健康保険、船員保険、共済組合、日雇労働者健康保険に加入している世帯をいい、国民健康保険とあわせ加入している世帯も含む。

ニ その他の世帯 上記以外のすべての世帯をいう。

### (4) 障害の種別は次により分けた。

イ 視覚障害者とは、身体障害者福祉法別表に定められている視力障害、視野狭窄の障害を有して

いる者をいう。

ロ 聴覚等障害者とは、身体障害者福祉法別表に定められている聴力損失による障害、音声・言語の機能障害及び平衡機能の障害を有している者をいう。

ハ 肢体不自由者とは、上肢切断、上肢機能障害、下肢切断、下肢機能障害、体幹の機能障害を有する者をいう。

なお、以上の障害を複合している者については、主たる障害の種類により分けた。

(6) 障害の等級関係については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定められてある等級表に従って1級から6級までにわけた。

(6) 家計の支出とは、この世帯の昭和35年3月中の飲食物費、外食費、住居費、光熱費、被服費、治療費、保健衛生費、負担費（税金）、社会保険料、教育費、交際費、交通費、その他の雑費などのように、世帯員の生活のために使った現金の合計額を千円単位で、単位未満を切り捨てて計上したものをいう。

(7) 配偶の関係は次のように分ける。

イ 未婚とは、まだ結婚したことの無い者をいう。

ロ 有配偶とは、現在妻または夫のある者をいう。

ハ 死別とは、妻または夫に死別して独身の者をいう。

ニ 離別とは、妻または夫と離別して独身の者をいう。

なお、夫が未帰還、未復員などの生死不明の妻の場合は「有配偶」とした。また最初の結婚は配偶者に死別し、二度目は離別したような場合は、最近の状態により「離別」とした。

(8) 最終学歴の関係は、次のように分ける。

イ 小学校在学中とは、調査日現在小学校に在学していた者をいう。

ロ 小学校卒、中学（旧高等小学校を含む。）卒、高校（旧制中学・旧制青年学校を含む。）卒、短大（旧高等専門学校を含む。）卒、大学卒は最後に卒業した学校の区分に従った。

ハ 特殊学校（学級）卒とは、学校教育法第71条に定める盲学校、聾学校、養護学校の義務教育期間を終了した者をいう。

ニ 不就学とは、学校教育法による教育をうけなかつた者をいう。

(9) 就業しているとは、収入のある仕事をもっていた場合をいう。なお、内職も含め、また、調査日現在実際に収入があつたかどうかは問題でなく、報酬の約束があれば、休職中および休業中の者も含めた。

(10) 職業については、次により分けた。

イ 専門的技術的職業従事者とは、医師、看護婦、採炭技術者、合金技師、電気工事技師、小学校校長、高等学校教員、洋裁学校講師等をいう。

ロ 管理的職業従事者とは、会社社長、販売部長、市長、人事課長、小売店経営者、飲食店支配

人、組合理事、工場長等をいう。

ハ 事務従事者とは、人事事務員、タイピスト、給与事務員、集金人、郵便配達夫等をいう。

ニ 販売従事者とは、小売店主、卸売店主、旅館主、行商人、ブローカー等をいう。

ホ 農林漁業従事者とは、農耕主、農耕家族従事者、農耕日雇、伐木夫、山林伐採監督、運材夫、筏流し夫、捕鯨船砲手、投網漁夫、海女、こんぶ採取人等をいう。

ヘ 採鉱・採石従事者とは、採炭夫、支柱夫、坑内運搬夫、川砂採取夫等をいう。

ト 運輸通信従事者とは、汽車機関士、電車運転士、バス車掌、船長、航海士、船頭、航空士、ヘリコプター操縦士等をいう。

チ 技能工、生産行程従事者及び単純労働者とは、金属プレス工、旋盤工、組立工、レンズ研磨工、織布工、ミシン工、船大工、火夫、建築大工、竹ざる製造工、紙芝居屋、守衛、土工、沖仲士、公園掃除人等をいう。

リ サービス職業従事者とは、あんま師、女中、家庭教師、お抱え自動車運転手等をいう。

ヌ あんま師とは、あんま師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法により免許をうけて業に従事している者をいう。

(10) 従業上の地位については、次により分けた。

イ 業主とは、個人で農業、商店、工場、学校等を経営している者をいう。

ロ 家族従事者とは、前記業主のいる世帯の他の世帯構成員で別段給料、賃金をもらわないで常時その構成員の営む業務に従事している者をいう。

ハ 常雇とは、別段期間の定めがなく、常時雇われて給料、賃金をえている者で、つぎの日雇に該当しない者をいう。

ニ 日雇とは、他人に雇われて賃金をえている者であつて、非農林業にあつては、日日雇入れられる者、農林業にあつては、1ヶ月未満の契約によつて雇入れられる者をいう。

ホ その他とは、イ～ニ以外の者をいう。

(12) 勤続年数とは、現職に従事した年数をいう。

(13) 就業に伴う昭和35年5月中収入とは、現職に従事することにより、昭和35年5月の1ヶ月間に入つてきた本人の俸給、賃金などの勤労収入で、負担金（税金）や社会保険料の差引かれる前の金額をいう。

物品販売業、製造業、農業等を営んでいる場合で、本人が世帯主である場合は、その事業収入の金額を、また世帯員である場合は、その事業によつて得た収入を按分比例により算出した本人相当分の収入額をいう。この場合、農業、物品販売業等の如く月によつて現金収入の変動のはげしい場合、また今年度収入の見込のたたないものについては前年度（34年4月～35年3月）1ヶ年間に於ける「1ヶ年平均売上収入額」を按分比例により算出した本人相当分の収入額をいう。

財産収入、他からの仕送り、公的年金、預貯金引出し等による収入は含まれない、

## (4) 現職業の習得の方法については、次により分けた。

- イ 受傷前より現職に従事とは、受傷しても離職することなく、受傷前の職業に引続き従事している場合をいう。
- ロ 更生援護施設とは、身体障害者福祉法にいう肢体不自由者更生施設、失明者更生施設、ろうあ者更生施設、身体障害者収容授産施設等に入所して現職に従事のための職業技術を習得した場合をいう。
- ハ 公共職業訓練所とは、職業訓練法に基づき設置された公共職業訓練所、身体障害者職業訓練所において、現職に従事のための職業訓練を受けた場合をいう。
- ニ 特殊学校とは、盲学校、ろう学校、養護学校において、現職に従事のための職業訓練を受けた場合をいう。
- ホ 個人授職とは、職親等の個人教授により、職業訓練を受けた者をいう。  
なお、かつての徒弟制度による過程を経た場合もここに含めた。

## (5) 就業していない理由については、次により分けた。

- イ 休業とは、収入のある仕事をもっているが、実際には、働かず仕事を休んでいる場合をいう。
- ロ 失業とは、収入のある仕事をもっていない者の中、仕事につくため何等かの方法で積極的に仕事を探しているか、または事業を始めるため、若しくは、再開するため等で、それに必要な仕事に携わっている場合をいう。
- ハ 身体上の理由により就業不能とは、働く意志があつても、身体障害、疾病または老令のために働くことができない場合をいう。
- ニ 就業の必要がないとは、経済上の理由、就学または家事に従事などの理由で就業する必要がない場合をいう。
- ホ その他とは、イ～ニ以外の場合をいう。

## (6) 障害の原因は、次により分けた。

- イ 先天的障害とは、妊娠中または出生時に身体障害の原因があつたと考えられるもので、学令前までに身体障害が発見された場合をいう。
- ロ 旧軍人軍属で公務上の災害とは、戦傷病者戦没者遺族等援護法第2条に規定する旧軍人軍属で、戦闘または職務遂行中に受傷した場合をいう。
- ハ 業務上の災害とは、工場その他の事業所、もしくは、収入ある仕事に従事中に身体に障害を受けた場合をいう。
- ニ 結核とは、結核性疾患により、それが直接の原因で身体に障害を生じた場合をいう。
- ホ 結核以外の疾病とは、後天的に結核以外の病気に罹患し、それが直接の原因で身体に障害を生じた場合をいう。
- ヘ 交通事故とは、電車、バス等の事故が直接の原因となつて障害を受けた場合をいう。

ト 戦災とは、主として空襲、その他戦争に起因する事故により、身体に障害を受けた場合をいう。

チ その他とは、イ～ト以外の原因による場合をいう。

(17) 必要とする更生医療は、次により分けた。

イ 開眼及び視力増強手術とは、眼に関する医療を行なうものをいう。

ロ 視力増強手術とは、耳に関する医療を行なうものをいう。

ハ 断端部手術とは、肢体不自由で断端部の始末、整理等の手術を必要とするものをいう。

ニ 固定、回転手術とは、肢体不自由のうち、機能障害者に対する投動、固定、廻転等の手術を必要とするものをいう。

ホ その他とは、イ～ニに掲げた以外の医療を必要とするものをいう。

(18) 家計上における本人の地位は、次により分けた。

イ 家計中心者とは、本人の収入が家計上の大部分をしめている者をいう。

ロ 家計補助者とは、本人の収入が、家計上の一部分をしめている者をいう。

ハ 被扶養者とは、本人の収入が皆無に等しい者をいう。

(19) 複合障害とは、種類の異なる障害を二つ以上有する場合をいう。

## 6 結果の推計

この調査は、無作為抽出による標本調査であるから、各集計項目についてその全国数を推計することができる。

推計の方法は、人口による比推定法をもちいた。すなわち、この調査において調査された世帯人員 831,918 人と調査日現在の推計人口 92,805,000人 との比 111.55 をこの調査の結果に乘じる。

第 Ⅱ 編

調 査 の 結 果

## 1 身体障害者数

### (1) 全国の身体障害者数

昭和35年4月15日現在について行なわれた身体障害者実態調査の結果は、この調査の対象である総人口 92,805,000 人について 950,000 人の身体障害者が存在し、人口 1,000 人に対しては 10.2 人の身体障害者の存在を示している。

この内訳を身体障害の種類別に示すと表1のとおりである。

表1 身体障害の種類別全国推計数  
人口(1,000人)対および百分率

	総 数	視 覚 障 害	聴 覚 障 害 (言語障害, 平衡障 害を含む)	肢 体 不 自 由
全 国 推 計 数 (単位 1,000人)	950	220	163	566
人口(1,000人)対	10.2	2.4	1.7	6.1
百 分 率	100.0%	23.2	17.2	59.6

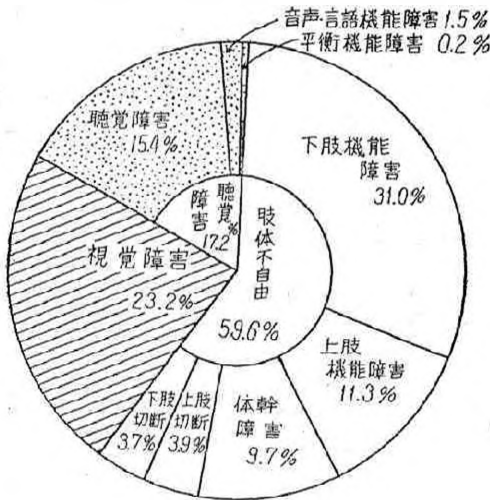
障害種類別では肢体不自由者が566,000人で全身体障害者の59.6%を占め、視覚障害者が220,000人で23.2%、聴覚障害者が163,000人で17.2%の順となっている。

さらに身体障害者の障害の種類を細分してみると表2のとおりである。

表2 身体障害者の種類別全国推計数および百分率

	総 数	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	音 機 能 障 害 音 声 障 害 言 語 害	平 障 衡 機 能 害	上 肢 切 断	上 障 肢 機 能 害	下 肢 切 断	下 障 肢 機 能 害	体 幹 障 害
全 国 推 計 数 (単位 1,000人)	950	220	146	15	2	37	108	35	294	92
百 分 率	100.0%	23.2	15.4	1.5	0.2	3.9	11.3	3.7	31.0	9.7

図1 障害の種類別分布



(2) 身体障害者の程度別，障害種類別にみた数  
 身体障害者の障害の程度別，障害の種類別にみると  
 表3のとおりである。

表3 身体障害者の程度別・障害種類別全国推計数

(単位 1,000人)

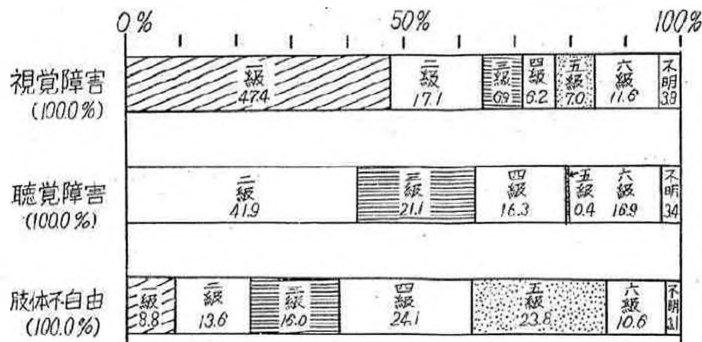
	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級	不明
総数	950	154	183	140	177	151	113	31
視覚障害	220	104	38	15	14	15	25	8
聴覚障害	163	-	68	34	27	1	28	5
肢体不自由	566	50	77	90	137	135	60	17

身体障害の程度別を障害の種類別にみると，視覚障害者では1級が47.4%で半数に近く，次いで2級，6級，5級，3級，4級の順であり，聴覚障害者では2級が41.9%，次いで3級，6級，4級，5級の順となつている。また，肢体不自由者では4級が24.1%，次いで5級，3級，2級，6級，1級の順となつており，障害の種類別にその障害の程度の占める順位が異つていることがわかる。

なお，聴覚障害に1級がないのは，身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定められている障害等級表にないためである。



図2 身体障害者の種類別・程度別分布



## (3) 身体障害者の年齢別状況

身体障害者の年齢別を障害の種類別にみると表4のとおりで、18才以上の者が87.3%となっており、視覚障害者は、他の障害者に比し、高年齢者が多い。

表4 障害の種類別，年齢階級別

	総数	15才未満	15才～17才	18才～19才	20才～29才	30才～39才	40才～49才	50才～59才	60才～69才	70才以上	18才以上の総数(再掲)
総数	100.0%	9.9	2.8	2.2	9.6	14.2	16.6	16.4	15.1	13.2	87.3
視覚障害	100.0%	6.1	2.2	1.7	5.2	10.4	14.5	17.3	20.1	22.5	91.7
聴覚障害	100.0%	10.4	2.9	2.6	11.4	12.9	14.7	14.4	13.8	17.0	86.7
肢体不自由	100.0%	11.2	3.0	2.2	10.9	16.1	18.0	16.7	13.6	8.4	85.8

## (4) 身体障害者の性別状況

身体障害者を性別にみると、男が61.0%、女が39.0%となっている。これらの障害種類別は表5のとおりである。

表5 身体障害の種類別，性別

	総数	男子	女子
総数	100.0%	61.0	39.0
視覚障害	100.0%	51.6	48.4
聴覚障害	100.0%	55.1	44.9
肢体不自由	100.0%	66.4	33.6

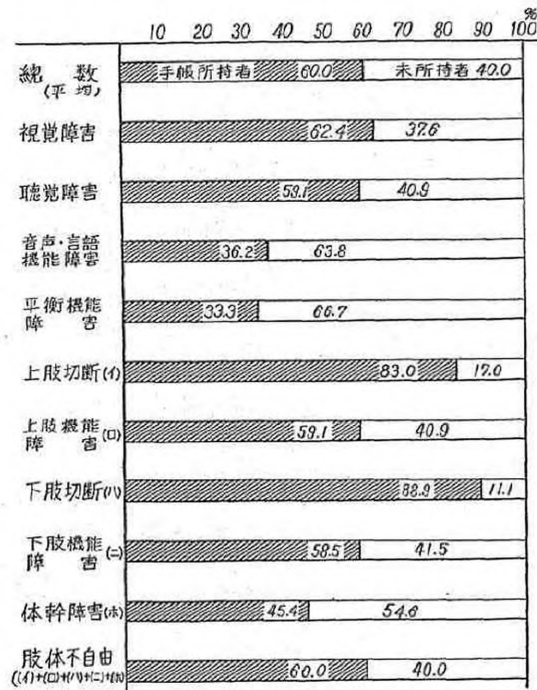
## 2 身体障害者手帳の所持状況

身体障害者で、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の所持の有無についてみると、約40%の未所持者となっており、これは障害程度の軽い者程多い。

表6 身体障害者の程度別、身体障害者手帳の所持状況

	総 数	所 持	未 所 持
総 数	100.0 %	60.0	40.0
1 級	100.0 %	62.7	37.3
2 級	100.0 %	66.3	33.7
3 級	100.0 %	63.8	36.2
4 級	100.0 %	70.2	29.8
5 級	100.0 %	53.7	41.3
6 級	100.0 %	43.4	56.7
不 明	100.0 %	1.1	98.9

図3 身体障害の種類別・身体障害者手帳の所持状況



### 3 障害を複合して有している者の状況

身体障害者で、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由のうち、二以上を有している者のその複合の状態別及び程度別については表7のとおりで、これは身体障害者の5.3%となっている。

表7 身体障害で障害の部位が複合している者の状況

	総 数	視上 肢、 下 肢、 聴 体	視上 肢、 下 肢	視 聴 体	視 聴	視上 肢、 下 肢	視 体	聴下 肢 上 肢 体	聴上 肢、 下 肢	聴 体	総 数
総 数	100.0%	0.5	1.6	0.5	25.2	16.5	4.5	4.2	35.4	11.8	100.0%
1 級	100.0%	1.4	2.7	0.7	34.5	14.2	5.4	8.1	23.0	10.1	33.0
2 級	100.0%	-	0.8	-	21.2	12.9	3.0	3.8	43.9	14.4	29.4
3 級	100.0%	-	2.4	1.2	17.1	17.1	2.4	1.2	43.9	14.6	18.3
4 級	100.0%	-	-	-	25.5	17.7	7.8	2.0	37.3	9.8	11.4
5 級	100.0%	-	-	-	23.3	26.5	6.7	-	36.7	6.7	6.7
6 級	100.0%	-	-	-	-	83.3	-	-	16.7	-	1.3
不 明	100.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 視=視覚障害 聴=聴覚障害 上肢=上肢機能障害 下肢=下肢機能障害  
体=体幹障害

### 4 障害の原因

身体障害者の障害の原因となつたものについて、障害の種類別にみると表8のとおりで、総合的にみた原因としては結核以外の疾病によるものが43.2%、ついで先天的障害16.8%、業務上の災害8.1%、旧軍人軍属で公務上の災害6.4%、結核4.1%、交通事故2.4%、戦災0.6%の順になっているが、障害の種類によつて若干この順位が異なっていることがみれる。

表8 身体障害者の障害の種類別、原因別

	総 数	先 天 的 害	旧 軍 人 軍 属 で 公 務 上 の 災 害	業 務 上 の 害	災 害	結 核	結 核 の 疾 病 以 外	交 事 通 故	戦 災	そ の 他
総 数	100.0%	16.8	6.4	8.1	4.1	43.2	2.4	0.6	18.5	
視覚障害	100.0%	16.4	3.0	4.0	0.3	52.8	0.5	0.5	22.3	
聴覚障害	100.0%	36.1	2.0	1.2	1.4	36.6	0.6	0.4	21.7	
肢体不自由	100.0%	11.3	9.0	11.7	6.3	41.3	3.6	0.7	16.0	

## 5 障害種類別にみた就学状況

身体障害者の就学の状況は表9のとおりで、小学校在学中の者が4.9%、小学校卒業および中学校卒業の者が65.2%、それ以上の高校、短大及び大学の課程を終了した者が9.4%、また特殊学校修了者が3.6%となっており、残り16.9%は未就学となっている。なお、この16.9%のうち若干は就学年令に達していない者も含まれているが、大部分は就学年令を超えた者で相当の不就学者がいることがうかがえる。

表9 身体障害者の就学状況

	総数	小学校在学中及び修了並びに中学校修了	高校卒	短大及び大学卒	特殊学校卒	不就学	15才以上の者の不就学率
総数	100.0 %	70.1 小学校在学中4.9 小学校卒業34.9 中学校卒業30.3	7.7	1.7	3.6	16.9	14.9
視覚障害	100.0 %	66.9	4.7	0.9	9.3	18.2	18.2
聴覚障害	100.0 %	55.5	4.9	1.0	7.6	31.0	29.6
肢体不自由	100.0 %	75.5	9.6	2.2	0.3	12.4	9.3

なお、これを障害の種類別・年令階級別にみると表10のとおりである。

表10 障害の種類別、年令階級別、就学状況

		総数	小学校在学中及び修了並びに中学校修了	高校卒	短大及び大学卒	特殊学校卒	不就学
視覚障害	総数	100.0 %	66.9	4.7	0.9	9.3	18.2
	15才未満	100.0 %	67.5	-	-	14.2	18.3
	15～17	100.0 %	56.8	-	-	38.6	4.6
	18～19	100.0 %	53.0	5.9	-	35.3	5.9
	20～29	100.0 %	46.6	11.7	2.9	34.0	4.9
	30～39	100.0 %	58.1	12.2	1.0	18.1	10.7
	40～	100.0 %	70.2	3.5	0.9	4.5	20.9
聴覚障害	総数	100.0 %	55.5	4.9	1.0	7.6	31.0
	15才未満	100.0 %	52.0	-	-	5.3	42.8
	15～17	100.0 %	58.1	-	-	18.6	23.3
	18～19	100.0 %	47.4	10.5	-	26.3	15.8
	20～29	100.0 %	35.5	7.8	0.6	22.3	33.7
	30～39	100.0 %	42.0	6.9	1.1	14.4	35.7
	40～	100.0 %	63.0	4.8	1.4	2.4	28.4

肢 体 不 自 由	総 数	100.0 %	75.5	9.6	2.2	0.8	12.4
	15才未満	100.0 %	63.0	-	-	0.2	36.8
	15 ~ 17	100.0 %	88.0	-	-	-	12.0
	18 ~ 19	100.0 %	69.0	8.9	1.8	0.9	19.5
	20 ~ 29	100.0 %	69.4	13.4	1.5	1.1	14.7
	30 ~ 39	100.0 %	73.2	17.3	2.9	0.1	6.5
	40 ~	100.0 %	79.6	9.0	2.8	0.2	8.5

以上により不就学の状況は、聴覚障害者が31.0%、次いで視覚障害者が18.2%、肢体不自由者が12.4%の順となっている。

## 6 配偶の状況

身体障害者の配偶の状況を障害の種類別、年齢階級別にみると表11のとおりである。

表11 障害の種類別・年齢階級別・配偶の状況

		総 数	未 婚	有 配 偶	死 別	離 別	不 明
視 覚 障 害	総 数	100.0%	21.3	53.9	21.6	3.2	-
	15 ~ 19	100.0%	99.5	-	0.5	-	-
	20 ~ 29	100.0%	83.5	16.5	-	-	-
	30 ~ 39	100.0%	27.8	64.4	2.0	5.9	-
	40 ~ 49	100.0%	14.0	74.1	7.7	4.2	-
	50 ~	100.0%	3.5	59.4	33.8	3.4	-
聴 覚 障 害	総 数	100.0%	43.4	37.7	16.3	2.6	-
	15 ~ 19	100.0%	99.1	0.9	-	-	-
	20 ~ 29	100.0%	91.6	8.4	-	-	-
	30 ~ 39	100.0%	56.4	42.0	-	1.6	-
	40 ~ 49	100.0%	31.2	58.6	6.5	3.7	-
	50 ~	100.0%	12.0	49.9	34.5	4.1	-
肢 体 不 自 由	総 数	100.0%	32.8	53.9	11.4	1.9	0.0
	15 ~ 19	100.0%	99.8	-	0.1	-	0.1
	20 ~ 29	100.0%	80.1	18.8	0.2	0.9	-
	30 ~ 39	100.0%	27.8	67.7	1.7	2.8	-
	40 ~ 49	100.0%	10.1	82.4	4.5	3.1	-
	50 ~	100.0%	3.7	67.5	26.6	2.1	0.1

配偶の状況について30才~39才の状況を見ると、聴覚障害者の場合未婚が55.4%、次いで肢体不自由および視覚障害者が27.8%となっており、これによると聴覚障害者の比率が他の障害者の場合の2倍となっており、この障害を有している者の結婚がいかに困難なものであるかがうかがわれる。

### 7 更生医療を必要とする者の状況

身体障害者（ただし、18才以上の者。以下同じ。）で更生医療を今後必要とする者は約45,000人（5.4%）で、その要する者について実施すべき治療の種類別にみた、本人の家計上における地位別および年齢階級別にみると表12、表13、のとおりである。これをみると、肢体不自由関係の断端部手術及び固定回転等手術を要する者が41.0%、次に視覚障害者関係の要治療者が24.9%、聴覚障害者関係の聴力増強手術が5.0%となつている。

また、家計上における本人の地位別にみると、家計中心者が58.0%、家計補助者が37.0%、被扶養者が5.0%となつているが、これを年齢と合せてみた場合、過去においてはかかる制度もなく、現在程の治療方法にも恵まれなかつたためと思われる。しかし、家計上における本人の地位をみると家計の中心者が過半数をしめている現況から、治療に対する援護のみでは充分とはいえないと考えられる。

図4 更生医療を必要とする者の状況

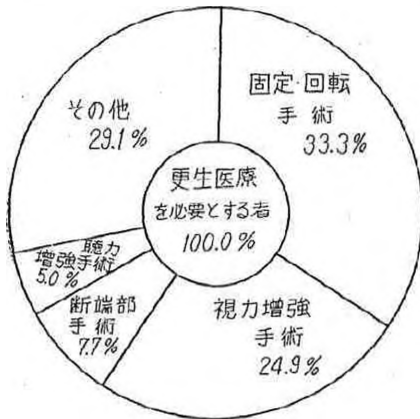


表12 更生医療を要する者の治療種類別・家計上における地位別

	総 数	家計中心者	家計補助者	被扶養者
総 数	100.0%	58.0	37.0	5.0
開眼及び視力増強手術	100.0%	43.0	37.0	20.0
聴力増強手術	100.0%	50.0	50.0	-
断端部手術	100.0%	87.1	12.9	-
固定・回転手術	100.0%	64.2	35.8	-
そ の 他	100.0%	57.3	42.7	-

表13 更生医療を要する者の治療の種類別・年齢階級別

	総 数	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳～
総 数	100.0%	6.7	20.4	21.4	16.4	18.2	16.9
開眼及び視力増強手術	100.0%	3.0	8.0	7.0	14.0	27.0	41.0
聴力増強手術	100.0%	5.0	20.0	20.0	5.0	25.0	25.0
断端部手術	100.0%	3.2	9.7	16.1	32.3	32.3	6.5
固定・回転手術	100.0%	8.2	33.6	28.4	16.4	8.2	5.2
そ の 他	100.0%	9.4	18.8	27.4	16.2	17.1	11.1

### 8 補装具の所持状況

身体障害者の身体上の欠陥を補なう補装具が、どの位所持されているかを補装具の種類別にみると、

視覚障害者の盲人安全つえは、視覚障害者（主たる障害が視覚障害でない者も含む）の55%が必要とし、現在所持している者はその43%と半数に満たない。また、聴覚障害者の一部に必要とする補聴器は、聴覚障害者（主たる障害が聴覚障害でない者も含む）の37%が必要とし、現在所持している者はその45%とこれも半数に満たない。また、肢体不自由者の一部に必要とする義手・義足、装具、車椅子のおのおのについてみると、義手・義足は、肢体不自由者（主たる障害が肢体不自由でない者も含む。以下同じ）の12%が必要とし、現在それを所持している者はその79%であるが、装具については肢体不自由者の10%がこれを必要とし、現在所持している者はその49%とこれも約半数であり、車椅子については肢体不自由者の3%が必要とし、所持者はその27%と極めて低い所持率を示している。

また、補装具を所持している者でも取りかえの必要ありというものがかなり多く、これを補装具の種類別にみると、盲人安全つえは所持者の30%が取りかえを必要とし、補聴器は所持者の32%、義手・義足は46%、装具は50%、車椅子は28%が取りかえ必要となつている。

図5 盲人安全つえの所持状況

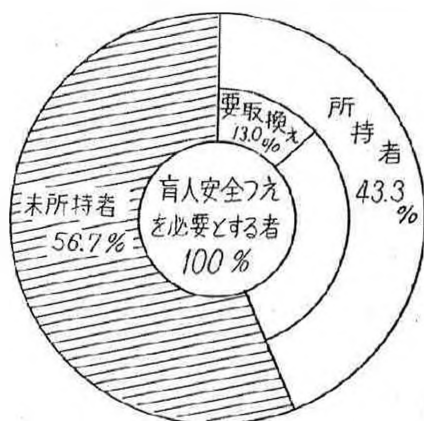


図6 補聴器の所持状況

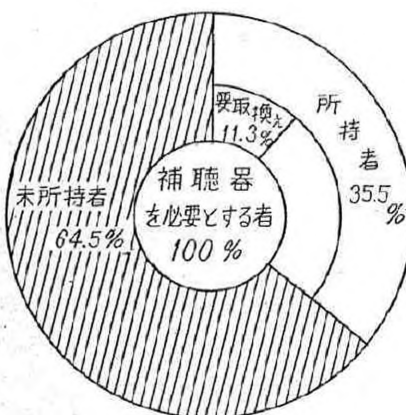


図7 義手・義足の所持状況

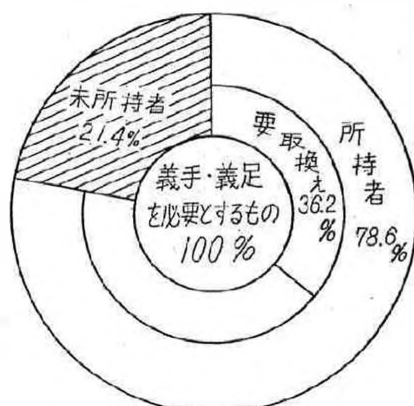


図8 装具の所持状況

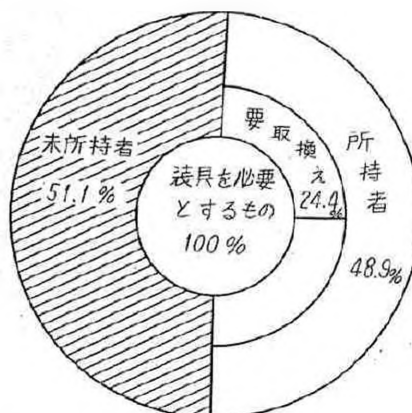
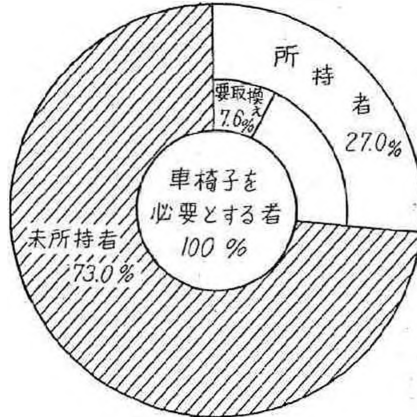


図9 車椅子の所持状況



9 更生援護施設への収容を必要とする者の状況

18才以上の身体障害者で身体障害者更生援護施設等に収容して訓練を実施する必要があると思われる者は全体の3.8%で約人32,000ということになる。

なお、それを施設の種類の別及び収容を必要とする障害者の年齢階級別にみると表14のとおりであり、肢体不自由者更生施設が29.5%、失明者更生施設が26.4%、身体障害者収容授産施設が14.5%、ろうあ者更生施設が12.7%となっている。

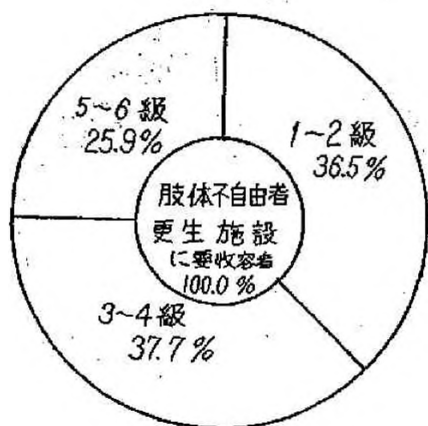
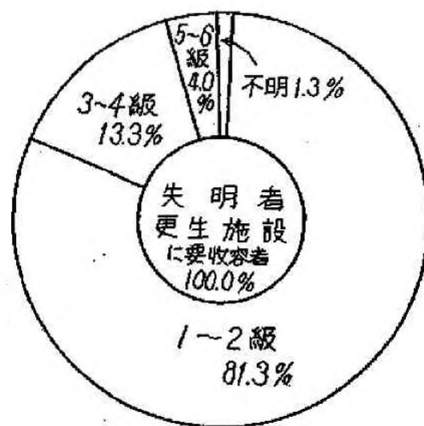
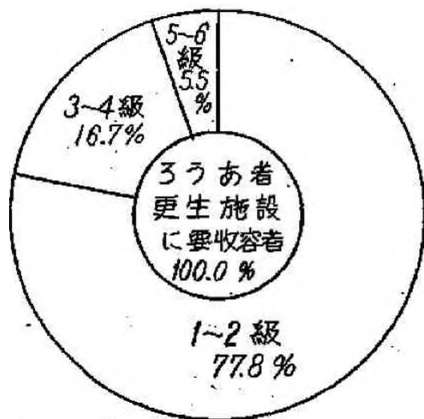
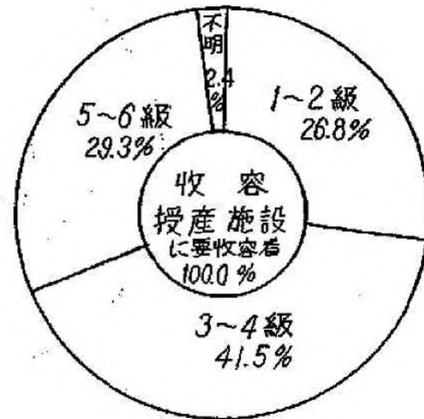
なお、施設に収容する必要がある者の推計数を性別にみると、男が約17,500人、女が約14,500人でその比は55:44となっている。また、障害の程度別、施設の種類の別にも図10~13で示すごとくなる。

表14 身体障害者更生援護施設に要収容者状況

	総数	18才	19才	20才	29才	30才	39才	40才以上	%
総数	100.0%	17.5	43.9	19.7	19.0	100.0			
肢体不自由者更生施設	100.0%	18.8	55.3	14.1	11.8	29.5			
失明者更生施設	100.0%	22.7	41.3	14.7	21.3	26.4			
ろうあ者更生施設	100.0%	13.9	50.0	30.6	5.6	12.7			
身体障害者収容授産施設	100.0%	9.8	56.1	26.8	7.3	14.5			
その他	100.0%	16.7	12.5	22.9	47.9	16.9			



## 障害程度別施設要収容者状況

図 10 肢体不自由者更生施設  
要収容者状況図 11 失明者更生施設  
要収容者状況図 12 ろうあ者更生施設  
要収容者状況図 13 収容授産施設  
要収容者状況

## 10 障害のために介護を必要とする者の状況

18才以上の身体障害者で、障害のため介護を必要とする者は全身体障害者のうち31.6%で、そのうち現在家族以外の者の介護を受けている者が約6%であり、大部分は家族の者の介護を受けている状況である。

これを障害別にみると、視覚障害者が54.9%、聴覚障害者が24.0%、肢体不自由者が24.1%となっており、視覚障害を有している者に介護を要する者が多い。

## 障害の種類別にみた介護の要否状況

図 14 視覚障害者の介護要否状況

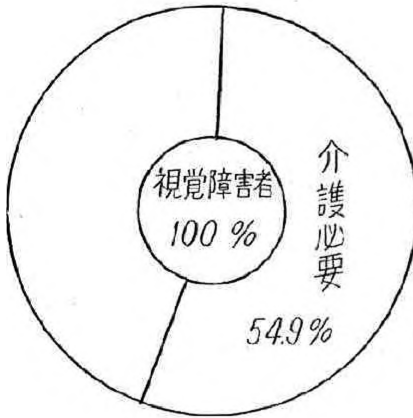


図 15 聴覚障害者の介護要否状況

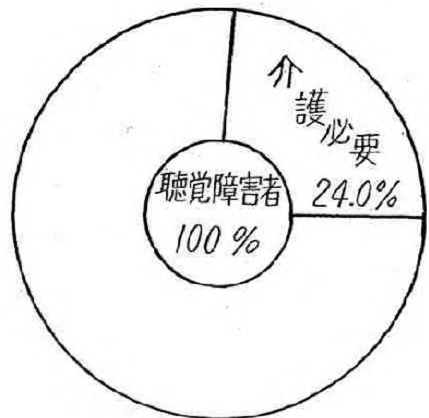
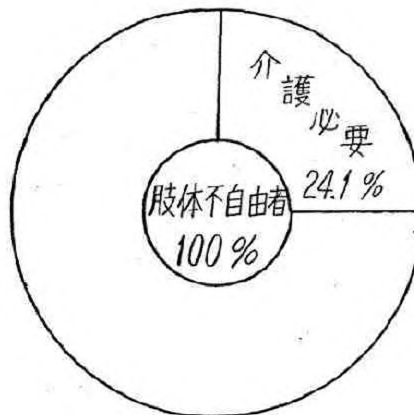


図 16 肢体不自由者の介護要否状況



## 11 世帯の状況

身体障害者を構成人員別にみると6人以上の世帯が45.4%、5人世帯が16.2%、4人世帯が13.4%、3人世帯が10.9%、2人世帯が8.2%、単独世帯が6.0%となっており、そのうちに占める15才以上の身体障害者の家計上における地位をみると、家計の中心者が35.3%、家計の補助者が15.2%、被扶養者が49.4%となっている。また、これらの世帯が昭和35年3月中に現金支出した状況を世帯員数別にみると表15のとおりである。

表15 身体障害者の属する世帯の世帯員数別現金支出（昭和35年3月中）の状況

	総数	5,000円 未 満	5,000 } 9,999	10,000 } 14,999	15,000 } 19,999	20,000 } 29,999	30,000 } 39,999	40,000 } 以 上	不 詳	世帯員 数 比
総 数	100.0%	7.9	19.1	20.3	18.4	21.2	8.5	4.6	0.1	100.0%
1 人	100.0%	71.6	21.3	3.9	2.4	0.2	-	0.2	0.4	6.0
2 人	100.0%	20.2	45.4	20.6	6.7	5.0	1.1	1.0	-	8.2
3 人	100.0%	5.3	33.5	28.0	17.6	10.9	3.2	1.4	-	10.8
4 人	100.0%	3.2	22.6	25.2	21.5	19.0	5.4	2.9	0.3	13.4
5 人	100.0%	2.6	15.6	22.1	23.7	23.2	9.0	3.8	-	16.2
6 人以上	100.0%	1.2	10.7	18.5	20.0	29.2	13.0	7.4	0.1	45.4

更に、これらの世帯の所得税の納付の状況をみると、17.3%の身体障害者世帯が所得税を納付している世帯となっており、身体障害者世帯の所得税を身体障害者の家計上における地位別にみると表16のとおりである。

表16 世帯における身体障害者の家計上の地位別、所得税納付状況

	総数	0円	1~ 999	1,000 } 1,999	2,000 } 2,999	3,000 } 3,999	4,000 } 4,999	5,000 } 9,999	10,000 以 上	
総 数	100.0%	82.7	2.2	1.3	1.4	1.1	0.9	3.2	7.3	100.0%
家計の中心者	100.0%	85.4	2.2	1.1	1.2	1.0	0.8	2.5	5.9	26.7
家計の補助者	100.0%	82.6	1.8	2.0	1.7	1.4	0.9	2.6	7.0	13.8
被 扶 養 者	100.0%	81.1	2.4	1.3	1.4	1.1	0.9	3.8	8.1	59.6

次いで生活保護法による被保護の状況を障害別、程度別にみると表17のとおりで、全身体障害者の7.5%の者が被保護世帯に属していることになっている。また生活保護をうけている身体障害者世帯において本人の家計上の地位別の状況をみると家計の中心者となっている者の場合が約50%、被扶養者の場合が約44%、家計補助者の場合が約6%、となっている。

表17 障害の種類別、程度別、生活保護法による保護をうけている者の状況

	総 数	1, 2 級	3, 4 級	5, 6 級	不 明	保護を受けていない世帯に属する者
総 数	100.0%	3.5	2.0	1.8	0.1	92.5
視 覚 障 害	100.0%	8.6	1.2	1.1	0.2	88.9
聴 覚 障 害	100.0%	2.2	1.8	1.3	0.0	94.6
肢 体 不 自 由	100.0%	1.8	2.4	2.2	0.2	93.4

表18 被保護世帯における身体障害者の家計上における地位別状況

	総 数	家計の中心者	家計補助者	被扶養者
総 数	100.0 %	50.0	6.3	43.6
視 覚 障 害	100.0 %	48.5	4.9	46.6
聴 覚 障 害	100.0 %	40.9	9.9	49.3
肢 体 不 自 由	100.0 %	53.4	6.4	40.2

## 12 就 業 の 状 況

15才以上の身体障害者で就業している者は45.8%、就業していない者は54.1%、その他分類不能若干となつている。

これを障害別にみると表19のとおりで、視覚障害者の就業率が一番低く、ついで肢体不自由者、聴覚障害者の順となつている。

表19 身体障害者の就業の状況（15才以上）

	総 数	就業している者	就業していない者
総 数	100.0 %	45.8	54.1
視 覚 障 害	100.0 %	35.0	64.9
聴 覚 障 害	100.0 %	50.4	49.6
肢 体 不 自 由	100.0 %	49.0	50.9

なお、障害の種類別にみた年令階級別の就業率は表20のとおりである。

表20 障害の種類別、年令階級別、就業率

	総 数	15~17	18~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70歳~
総 数	45.8 %	19.0	40.0	52.7	67.0	68.2	50.6	28.6	10.3
視 覚 障 害	35.0	6.8	8.8	45.6	67.3	63.7	42.8	24.9	7.0
聴 覚 障 害	50.4	23.2	55.2	61.5	63.3	72.6	59.0	40.0	16.8
肢 体 不 自 由	49.0	21.3	44.2	51.2	68.0	68.6	50.8	27.4	9.9

就業している者の性別についてみると、その男女の比率は8：2の割合になつており、男については15才以上の男子身体障害者の60.2%、女については、15才以上の女子身体障害者の23.0%がそれぞれ就業していることになつている。

さらに就業している身体障害者の従業上の地位をみると図17のとおりで、就業している者では業主が

48.3%と約半数近くで、ついで常雇が22.9%、家族従業が19.0%、日雇5.8%の順となっている。

なお、そのおのおのを障害別にみると表21のとおりで、視覚、聴覚障害者は常雇となる機会が少ないことが示されている。また労働力としては欠くところが少ないと思われる聴覚障害者の家族従業が多いという特異の状況が現われている。

図17 就業している身体障害者の従業上の地位



表21 障害の種類別、従業上の地位別就業状況

	総数	業主	常雇	日雇	家族従業	その他	不就業
総数	100.0%	22.2	10.5	2.6	8.6	1.8	54.1
視覚障害	100.0%	22.7	3.4	1.6	6.3	1.1	64.9
聴覚障害	100.0%	18.5	9.6	3.7	17.0	1.7	49.6
肢体不自由	100.0%	23.1	13.7	2.8	7.3	2.2	50.9

つぎに就業している者のうち家族従業者を除いた者について、勤続年数別、収入月額をみると表22のとおりで、約80%が月収20,000円未満であり身体障害者の低収入を示している。

表22 身体障害者で就業している者（家族従業者を除く）の勤続年数別、収入状況

	総数	1,999円以下	2,000 3,999	4,000 5,999	6,000 7,999	8,000 9,999	10,000 14,999	15,999 19,999	20,000円以上	%
総数	100.0%	5.0	10.0	12.3	10.9	9.2	19.1	12.6	20.9	100.0
1年～2年	100.0%	7.9	18.2	21.6	16.5	9.6	13.8	6.4	6.2	14.2
3年～4年	100.0%	6.1	15.6	15.6	10.4	14.2	20.3	9.4	8.5	7.3
5年～9年	100.0%	3.8	9.0	13.9	14.8	11.9	21.1	11.9	13.7	26.6
10年以上	100.0%	4.6	7.8	9.4	8.7	7.8	19.7	14.6	27.4	51.9

なお、これを従業上の地位別にみると表23のとおりで、月収20,000円以上の収入があるものについては業主が約65%を占めている。

表23 身体障害者で就業している者（家族従業者を除く）の従業上の地位別、収入別

		総数	1,999円 以下	2,000 ～ 3,999	4,000 ～ 5,999	6,000 ～ 7,999	8,000 ～ 9,999	10,000 ～ 14,999	15,000 ～ 19,999	20,000 以上
総	数	100.0%	4.9	9.9	12.1	10.7	9.2	19.2	12.7	21.2
業	主	100.0%	4.4	9.3	10.9	9.3	8.7	20.2	13.1	24.2
常	雇	100.0%	2.1	5.1	12.8	10.4	9.6	21.0	15.5	23.5
日	雇	100.0%	6.4	19.7	16.2	24.7	16.2	11.8	3.9	1.0
そ	の	100.0%	25.2	29.7	16.3	9.4	3.6	6.4	4.3	5.0

就業している者の障害の種類別にみた職業種別の状況は表24のとおりである。また、農林、漁業従業者がどの種類の障害でも相当多くなっているが、視覚障害者の場合だけがサービス職業従事者が一位を占めている。これは大部分が「あんま」である。

表24 障害の種類別、職業別、就業状況

	総数	専門的技術的従事者	管理従事者	事務従事者	販売従事者	農林事業者	探炭技術者	運送通信用者	技能従事者及生産者	単従事者	サービス職業者	分類不能	あんま(再掲)
総数	100.0%	3.1	1.2	5.5	13.4	36.1	0.8	1.1	27.1	11.2	0.6	7.4%	
視覚障害	100.0%	2.5	0.5	0.9	8.0	33.1	0.8	0.5	12.5	41.0	0.3	38.2	
聴覚障害	100.0%	1.5	0.5	1.4	6.1	56.6	0.9	0.5	27.1	4.6	0.4	0.5	
肢体不自由	100.0%	3.7	1.6	8.1	17.0	30.8	0.8	1.5	31.4	4.5	0.7	0.5	

また、就業するに当たり、その技能取得の方法をみると表25のとおりで、身体障害者更生援護施設、公共職業訓練所、特殊学校で技能取得したものが7.4%と公の援護により取得したものの率は非常に低い。これは当該施設が少ないことと、開設以来日が浅いためと思われる。なお、視覚障害者の場合には、古くから施策が講ぜられていたことと、特殊職業に従事する関係から約25%と他の障害者の場合の3倍以上の率を示している。

表25 身体障害者で就業している者の障害種類別、技能取得状況

	総数	受傷前	身体障害者更生援護施設	公共職業訓練所	特殊学校	個人授職	その他
総数	100.0%	28.2	1.2	1.1	5.2	18.5	46.0
視覚障害	100.0%	27.0	2.5	0.3	21.7	18.6	29.9
聴覚障害	100.0%	24.5	0.6	0.3	4.1	17.1	53.4
肢体不自由	100.0%	29.6	1.0	1.5	0.7	18.9	48.4

つぎに15才以上の就業していない者について、その就業していない理由別にみると表26のとおりで、身体上の理由によるものが69.0%、就業する必要のないという者が18.7%、失業中が1.1%、休業中が0.5%となつている。また、これを障害種別にみる者、肢体不自由者の身体上の理由により就業不能が一番高い率を占め、ついで視覚障害者、聴覚障害者の順となつている。

表25 身体障害者（15才以上の者）で就業していない者の障害の種類別、理由別状況

	総 数	休 業 中	失 業 中	身体上の理由	就業の必要 がない	そ の 他
総 数	100.0%	0.5	1.1	69.0	18.7	10.7
視 覚 障 害	100.0%	0.7	0.3	67.6	23.7	7.7
聴 覚 障 害	100.0%	0.2	0.5	55.7	24.8	18.9
肢 体 不 自 由	100.0%	0.5	1.3	73.9	14.3	10.0

また、これを障害の種類別、年齢階級別にみると表27のとおりである。

表27 身体上の理由により就業不能者の障害の種類別、年齢階級別状況

	総 数	15～17	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳～
総 数	100.0%	1.8	1.8	8.8	9.7	11.3	19.6	25.2	21.8
視 覚 障 害	100.0%	0.5	0.7	2.5	6.4	9.3	19.2	28.5	32.9
聴 覚 障 害	100.0%	2.5	1.7	12.2	12.4	9.1	13.0	22.7	26.5
肢 体 不 自 由	100.0%	2.2	2.4	11.2	10.7	12.7	21.2	24.1	15.5

これをみると、低年齢層の者についても就業していない理由として身体上の理由をあげているが、これらの人達を訓練する施設の利用、一般の人達の理解などにより、今後大いに改善される必要性のあることがうかがわれる。

### 13 各種年金（障害福祉年金を除く。）受給の状況

身体障害者で、恩給、厚生年金、船員保険年金、労働者災害補償保険法に基づく年金、国家公務員災害補償法に基づく年金及び老令福祉年金等を受給している者は16.2%で、その20才以上のものについて、受給している年金の種類別に見ると、恩給を受けている者が53.6%で半数以上を占めている。次いで、老令福祉年金等を受給しているその他が35.1%、厚生年金が10.0%、国家公務員災害補償法及び労働災害補償保険法に基づく年金が1.4%となつている状況である。恩給受給者が多いのは、戦争に起因した傷病による障害者が相当数あるためと思われる。

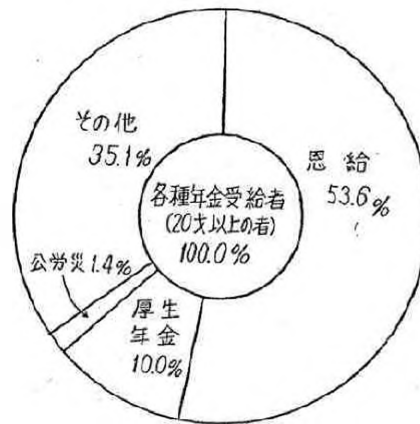
次に、これを年齢階級別にみると、表28のとおりで70才以上が35.0%、40才から49才までが25.3%、60才から69才までが14.3%、30才から39才までが12.2%、50才から59才までが11.3%、20才から29才までが1.9%となつており、70才以上の者が一番高い比率を占めているのは老令福祉年金の受給資格を有

する年齢階級であるためである。これについては、年金の種類その他が約7%を占めていることだろうか。また、次に多い40才から49才までについては、この階級の受給者のうち恩給受給者が約83%を占めており、これは軍人軍属で公務に起因した障害者が多いためであると思われる。

表28 年齢階級別、各種年金受給状況（20才以上のもの）

	総数	20才～29才	30～39	40～49	50～59	60～69	70才以上	%
総数	100.0%	1.9	12.2	25.3	11.3	14.3	35.0	100.0
恩給	100.0%	0.3	15.5	39.2	12.5	14.9	17.8	10.2
厚生年金	100.0%	5.1	17.5	24.1	21.2	17.5	14.6	2.0
公労災	100.0%	5.3	47.4	26.3	5.3	10.5	5.3	0.2
その他	100.0%	3.3	4.3	4.6	6.8	12.6	68.3	6.6
未受給者	100.0%	13.5	17.7	18.2	21.2	18.6	10.8	81.0

図18 各種年金受給状況



#### 14 障害福祉年金の受給の状況

20才以上の身体障害者で国民年金法による障害福祉年金を受給している者は11.2%となっており、その障害の種類別、程度別についてみると表29のとおりである。

表29 障害福祉年金を受給している者の障害種別、程度別

	総数	1級	2級	3.4級	%
総数	100.0%	21.6	24.9	53.4	100.0
視覚障害	100.0%	64.8	16.8	18.4	22.0
聴覚障害	100.0%	-	43.7	56.4	22.2
肢体不自由	100.0%	23.4	22.3	54.3	55.8



つぎに現在障害福祉年金受給該当となる障害を有していると思われる者、すなわち障害程度が1級及び2級の者で未受給者は全国に約250,000人いることになる。これについては障害福祉年金受給資格要件の一部を欠いている者も相当あると思われるが、受給資格を有しながら未だ受給していない者もいるのではないかと考えられる。

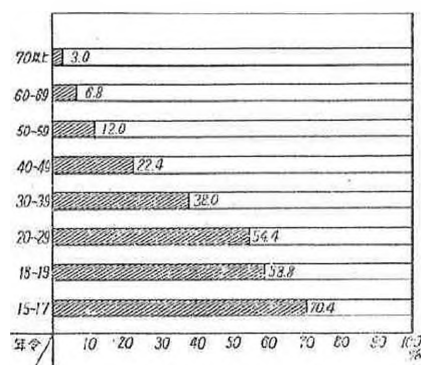
## 15 視覚障害者の点字の理解状況

視覚障害者のうちの15才以上の者について点字の理解状況を見ると表30のとおりで読めない者が80.9%、読める者が19.1%となっている。

表30 視覚障害者の障害程度別、点字の理解状況

	総 数	読 み 書 き 読 も でき る	読 め る が い	書 け る が い	読 も でき ない
総 数	100.0%	17.8	1.3	1.6	79.3
1, 2 級	100.0%	22.2	1.3	2.1	74.4
3, 4 級	100.0%	13.5	1.3	0.4	84.8
5, 6 級	100.0%	7.1	1.5	0.6	90.9
不 明	100.0%	6.4	-	3.2	90.5

図19 年齢階級別、点字の理解状況  
(読み書きともできる者)



これを更に障害を受けた年齢別、程度別にみると、重度の者でかつ低年齢時に障害を受けた者に比較的読める者が多い。

なお、現在15才未満で特殊学校在学中の者は除かれているので、点字の読める視覚障害者の率は19.1%を相当数上回るものと思われる。

第 Ⅲ 編

統 計 表

第 1 表 障害者数, 年齢・性・

等級 身体障害者 手帳の有無	総 数			15 才 未 満			15 ~ 17			18 ~ 19			20 ~ 29		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総 数	8,514	5,194	3,320	842	473	369	237	133	104	195	103	92	821	476	345
有	5,107	3,496	1,611	459	283	176	166	104	62	127	73	54	568	349	219
無	3,407	1,698	1,709	383	190	193	71	29	42	58	30	28	253	127	126
1 級	1,382	684	698	128	65	63	17	11	6	24	14	10	101	56	45
有	867	479	388	71	40	31	12	8	4	17	10	7	75	47	28
無	515	205	310	57	25	32	5	3	2	7	4	3	26	9	17
2 級	1,642	920	722	165	108	57	42	26	16	38	27	11	193	108	85
有	1,089	689	400	119	80	39	37	24	13	31	24	7	158	92	66
無	553	231	322	46	28	18	5	2	3	7	3	4	35	16	19
3 級	1,256	832	424	114	67	47	40	22	18	24	14	10	110	70	40
有	801	600	201	68	44	24	33	20	13	16	10	6	78	48	30
無	455	232	223	46	23	23	7	2	5	8	4	4	32	22	10
4 級	1,586	1,074	512	152	85	67	55	35	20	36	20	16	178	99	79
有	1,113	831	282	91	53	38	39	28	11	26	14	12	131	78	53
無	473	243	230	61	32	29	16	7	9	10	6	4	47	21	26
5 級	1,353	878	475	138	80	58	48	24	24	34	16	18	144	88	56
有	794	572	222	71	45	26	34	19	15	26	12	14	92	63	29
無	559	305	253	67	35	32	14	5	9	8	4	4	52	25	27
6 級	1,015	654	361	101	50	51	29	13	16	25	9	16	75	46	29
有	440	323	117	39	21	18	11	5	6	11	3	8	34	21	13
無	575	331	244	62	29	33	18	8	10	14	1	8	41	25	16
不 明	280	152	128	44	18	26	6	2	4	4	3	1	20	9	11
有	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無	277	150	127	44	18	26	6	2	4	4	3	1	20	9	11

第 2 表 複合障害者数, 複合障

障 害 種 別	等級	数	総 数	視 覚・聴 覚	視 覚・聴 覚	視 覚・聴 覚
				上肢・下肢・体幹	上肢・下 肢	体 幹
総	総	数	149	2	7	2
	1 級	数	148	2	4	1
	2 級	数	132	-	1	-
	3 級	数	82	-	2	1
	4 級	数	51	-	-	-
	5 級	数	30	-	-	-
	6 級	数	6	-	-	-
	不 明	数	-	-	-	-



第 3 表 障害者数、障害種別・障害時の

障害時の年齢 障害の原因	総 数										視 覚 障					
	総数	10年 未満	10 ~19	20 ~29	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60年 以上	不詳	総数	10年 未満	10 ~19	20 ~29	30 ~39	40 ~49	
総 数	8,514	3,159	868	1,125	867	756	781	948	10	1,974	628	205	194	200	213	
先天的障害 旧軍人、軍属で公務 上の災害	1,427	1,427	-	-	-	-	-	-	-	324	324	-	-	-	-	
業務上の災害	546	-	22	383	128	8	4	-	1	59	-	2	41	16	-	
結 核	690	4	86	206	168	133	75	16	2	79	2	8	17	15	15	
結核以外の疾病	347	68	49	91	83	37	17	2	-	6	1	1	2	2	-	
交通事故	3,676	1,191	441	282	306	373	480	601	2	1,043	215	125	96	108	137	
戦 災	202	37	36	35	22	29	24	19	-	9	2	1	1	1	1	
戦 災	54	5	9	6	12	15	6	1	-	10	1	1	1	4	2	
そ の 他	1,572	438	220	122	147	160	172	309	4	444	88	64	36	54	57	

第 4 表 障害者数、障害種別・障害の原因・

年 齢 障害の原因	総 数										視 覚 障							
	総数	15歳 未満	15 ~17	18 ~19	20 ~29	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70歳 以上	総数	15歳 未満	15 ~17	18 ~19	20 ~29	30 ~39	40 ~49	50 ~59
総 数	8,514	842	237	185	821	1,209	1,415	1,397	1,289	1,119	1,974	120	44	34	103	205	286	341
先天的障害 旧軍人、軍属 で公務上の災 害	1,427	372	92	64	242	232	188	119	75	42	324	85	23	20	42	50	41	29
業務上の災害	546	-	-	-	-	130	310	82	12	12	59	-	-	-	-	12	38	8
結 核	690	-	-	6	64	155	137	162	124	42	79	-	-	-	2	14	7	19
結核以外の疾 病	347	29	9	6	40	118	79	53	12	1	6	1	-	-	2	2	1	
交通事故	3,676	313	94	81	304	369	459	666	752	638	1,043	14	11	11	36	85	143	191
戦 災	202	20	10	5	28	31	34	32	27	15	9	1	1	1	-	-	-	1
戦 災	54	-	3	-	6	8	7	17	8	5	10	-	1	-	1	2	4	
そ の 他	1,572	108	28	23	137	166	201	266	279	364	444	19	8	2	23	41	53	88

年齢・障害の原因別

害		聴覚障害										肢体不自由									
50 ~59	60年 以上	不詳	総数	10年 未満	10 ~19	20 ~29	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60年 以上	不詳	総数	10年 未満	10 ~19	20 ~29	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60年 以上	不詳	
225	303	6	1,463	805	116	74	85	90	100	192	1	5,077	1,728	547	857	582	453	456	453	3	
-	-	-	528	528	-	-	-	-	-	-	-	575	575	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	29	-	-	17	9	1	2	-	-	458	-	20	325	103	7	2	-	1	
12	9	1	18	-	4	2	3	4	3	2	-	593	2	74	187	150	114	60	5	1	
-	-	-	20	7	4	1	2	3	2	1	-	321	60	44	88	79	34	15	1	-	
161	199	2	536	215	68	36	45	44	54	74	-	2,097	761	248	150	153	192	265	328	-	
-	3	-	9	2	-	2	-	-	4	1	-	184	33	35	32	21	28	20	15	-	
1	-	-	6	-	-	-	3	1	2	-	-	38	4	8	5	5	12	2	1	-	
50	92	3	317	57	39	16	22	37	32	114	-	811	293	117	70	71	66	90	103	1	

年齢別

害		聴覚障害										肢体不自由									
60 ~69	70歳 以上	総数	15歳 未満	15 ~17	18 ~19	20 ~29	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70歳 以上	総数	15歳 未満	15 ~17	18 ~19	20 ~29	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70歳 以上
397	444	1,463	152	43	38	166	188	215	210	202	249	5,077	570	150	113	552	816	914	846	690	426
19	15	528	92	23	20	95	94	92	52	41	19	575	195	47	24	105	88	55	38	15	8
-	1	29	-	-	-	-	5	15	6	1	2	458	-	-	-	-	113	257	68	11	9
19	18	18	-	-	-	1	3	1	5	7	1	593	-	-	6	61	138	129	138	98	23
-	-	20	7	-	-	3	2	4	3	1	-	321	21	9	6	37	114	73	49	11	1
267	285	536	40	18	14	56	58	72	101	87	90	2,097	259	65	56	212	226	244	374	398	263
2	3	9	1	-	-	-	2	-	5	-	1	184	18	9	4	28	29	34	26	25	11
1	1	6	-	-	-	-	-	1	3	1	1	38	-	2	-	6	7	4	10	6	3
89	121	317	12	2	4	11	24	30	35	64	135	811	77	18	17	103	101	118	143	126	108

第 5 表 障害者数、障害種別・等級・年齢

障害種別 等級	総 数						15 歳 未 満						15 ~ 17						18		
	総数	小学	高校	短大	特殊 学校	不就 学	総数	小学	高校	短大	特殊 学校	不就 学	総数	小学	高校	短大	特殊 学校	不就 学	総数	小学	
		中	大	学	学	学		中	大	学	学	中		大	学	学	中	大			
総数	8,514	5,965	653	146	309	1,440	842	517	2	-	26	297	237	178	4	-	25	30	185	114	
1級	1,382	763	60	17	129	413	128	31	1	-	7	89	17	6	-	-	5	6	24	5	
2級	1,642	929	67	20	136	490	165	89	-	-	12	64	42	23	1	-	11	7	38	14	
3級	1,256	939	107	22	20	168	114	70	1	-	3	40	40	28	1	-	4	7	24	17	
4級	1,586	1,228	154	42	11	151	152	110	-	-	2	40	55	46	1	-	3	5	36	28	
5級	1,353	1,056	165	30	9	93	138	117	-	-	1	20	48	45	-	-	1	2	34	28	
6級	1,015	839	82	8	3	83	101	78	-	-	-	23	29	26	1	-	1	1	25	19	
不明	280	212	18	7	1	42	44	22	-	-	1	21	6	4	-	-	-	2	4	3	
視 覚 障 害	総数	1,974	1,320	92	18	184	360	120	81	-	-	17	22	44	24	1	-	17	2	34	18
1級	935	526	39	11	128	231	37	17	-	-	7	13	11	4	-	-	5	2	14	3	
2級	328	224	10	4	38	62	21	14	-	-	6	1	7	1	-	-	6	-	5	3	
3級	157	100	8	2	6	21	12	9	-	-	1	2	8	5	-	-	3	-	2	2	
4級	122	98	7	1	5	11	10	7	-	-	2	1	4	3	-	-	1	-	3	3	
5級	138	119	8	-	4	7	17	16	-	-	1	-	5	4	-	-	1	-	2	2	
6級	228	192	17	-	3	16	10	9	-	-	-	1	5	3	1	-	1	-	7	4	
不明	76	61	3	-	-	12	13	9	-	-	-	4	4	4	-	-	-	-	1	1	
聴 覚 障 害	総数	1,463	812	72	15	111	453	152	79	-	-	8	65	43	25	-	-	8	10	38	18
1級	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2級	613	215	12	2	95	289	75	42	-	-	6	27	18	9	-	-	5	4	19	5	
3級	309	203	19	5	12	70	35	18	-	-	1	16	9	5	-	-	1	3	7	5	
4級	239	153	13	5	3	65	29	11	-	-	-	18	9	4	-	-	2	3	6	4	
5級	6	2	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6級	247	207	21	2	-	17	8	7	-	-	-	1	7	7	-	-	-	-	5	3	
不明	49	32	4	1	1	11	5	1	-	-	1	3	-	-	-	-	-	-	1	1	
肢 体 不 自 由	総数	5,077	3,834	489	113	14	627	570	357	2	-	1	210	150	129	3	-	-	18	113	78
1級	447	237	21	6	1	182	91	14	1	-	-	76	6	2	-	-	-	4	10	2	
2級	691	490	45	14	3	139	69	33	-	-	-	36	17	13	1	-	-	3	14	6	
3級	810	636	80	15	2	77	67	43	1	-	1	22	23	18	1	-	-	4	15	10	
4級	1,225	977	134	36	3	75	113	92	-	-	-	21	42	39	1	-	-	2	27	21	
5級	1,209	935	154	30	5	85	121	101	-	-	-	20	43	41	-	-	-	2	32	26	
6級	540	440	44	6	-	50	83	62	-	-	-	21	17	16	-	-	-	1	13	12	
不明	155	119	11	6	-	19	26	12	-	-	-	14	2	-	-	-	-	2	2	1	

学歴別

~ 19				20 ~ 29						30 ~ 39						40 歳以上					
高校	短大	特殊学校	不就学	総数	小学	高校	短大	特殊学校	不就学	総数	小学	高校	短大	特殊学校	不就学	総数	小学	高校	短大	特殊学校	不就学
16	2	23	30	821	490	99	12	78	142	1,209	795	179	28	65	1425	220	3,872	353	104	92	799
-	-	10	9	101	26	10	4	27	34	148	65	16	-	29	38	964	630	33	13	51	237
3	-	9	12	193	73	9	-	43	68	230	108	19	3	32	68	974	622	35	17	29	271
2	-	3	2	110	70	15	1	4	20	176	137	19	7	2	11	792	617	69	14	4	88
3	-	-	5	178	130	26	4	3	15	238	184	39	6	-	9	927	730	85	32	3	77
4	1	-	1	144	113	26	1	1	3	254	178	58	9	2	7	735	575	77	19	4	60
4	-	1	1	75	62	11	1	-	1	137	104	26	2	-	5	648	550	40	5	1	52
-	1	-	-	20	16	2	1	-	1	26	19	2	1	-	4	180	148	14	4	-	14
2	-	12	2	103	48	12	3	35	5	205	119	25	2	37	221	1,468	1,030	52	13	66	307
-	-	10	1	50	10	8	3	26	3	96	40	11	-	29	16	727	452	20	8	51	196
-	-	1	1	15	6	1	-	7	1	39	22	3	2	7	5	251	178	6	2	11	54
-	-	-	-	5	3	-	-	1	1	14	11	3	-	-	-	96	70	5	2	1	18
-	-	-	-	10	9	-	-	1	-	11	11	-	-	-	-	84	65	7	1	1	10
-	-	-	-	7	6	1	-	-	-	15	12	2	-	1	-	92	79	5	-	1	7
2	-	1	-	13	12	1	-	-	-	26	21	5	-	-	-	167	143	8	-	1	15
-	-	-	-	3	2	1	-	-	-	4	2	1	-	-	1	51	43	1	-	-	7
4	-	10	6	166	59	13	1	37	56	188	79	13	2	27	67	876	552	42	12	21	249
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	-	8	4	104	27	4	-	33	40	115	31	4	1	25	54	282	101	2	1	18	160
-	-	2	-	27	14	3	-	3	7	25	15	2	1	2	5	206	146	14	4	3	39
-	-	-	2	19	8	1	1	1	8	20	11	2	-	-	7	156	115	10	4	-	27
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	5	2	2	-	-	1
2	-	-	-	13	8	5	-	-	-	24	20	4	-	-	-	190	162	10	2	-	16
-	-	-	-	3	2	-	-	-	1	3	2	-	-	-	1	37	26	4	1	-	6
10	2	1	22	552	383	74	8	6	81	816	597	141	24	1	53	2,876	2,290	259	79	5	240
-	-	-	8	51	16	2	1	1	31	52	25	5	-	-	22	237	178	13	5	-	41
1	-	-	7	74	40	4	-	3	27	76	55	12	-	-	9	441	343	27	14	-	57
2	-	1	2	78	53	12	1	-	12	137	111	14	6	-	6	490	401	50	8	-	31
3	-	-	3	149	113	25	3	1	7	207	162	37	6	-	2	637	550	68	27	2	40
4	1	-	1	137	107	25	1	1	3	238	166	55	9	1	7	638	494	70	19	3	52
-	-	-	1	49	42	5	1	-	1	87	63	17	2	-	5	291	245	22	3	-	21
-	1	-	-	14	12	1	1	-	-	19	15	1	1	-	2	92	79	9	3	-	1



第 6 表 障害者数, 障害種別・等級・年齢・

障害種別等級	總 数						20 歳 未 滿					20 ~				
	總数	未婚	有配偶	死別	離別	不詳	總数	未婚	有配偶	死別	離別	不詳	總数	未婚	有配偶	死別
總 数	8,514	2,720	4,348	1,244	200	2	1,264	1,259	2	2	-	1	821	680	135	1
1 級	1,382	408	673	256	45	-	169	169	-	-	-	-	101	90	11	-
2 級	1,642	721	629	249	43	-	245	245	-	-	-	-	193	177	16	-
3 級	1,256	351	681	193	31	-	178	175	2	1	-	-	110	88	22	-
4 級	1,586	464	895	196	30	1	243	243	-	-	-	-	178	136	39	1
5 級	1,353	443	728	151	31	-	220	220	-	-	-	-	144	117	24	-
6 級	1,015	247	604	147	16	1	155	153	-	1	-	1	75	57	18	-
不 明	280	86	138	52	4	-	54	54	-	-	-	-	20	15	5	-
視 覚 障 害	總 数	1,974	421	1,063	426	61	-	198	197	-	1	-	103	86	17	-
1 級	935	192	521	183	39	-	62	62	-	-	-	-	50	41	9	-
2 級	338	67	168	90	13	-	33	33	-	-	-	-	15	14	1	-
3 級	137	35	61	36	5	-	22	22	-	-	-	-	5	4	1	-
4 級	122	26	74	21	1	-	17	17	-	-	-	-	10	8	2	-
5 級	138	37	67	33	1	-	24	24	-	-	-	-	7	6	1	-
6 級	228	39	138	46	5	-	22	21	-	1	-	-	13	11	2	-
不 明	76	25	34	17	-	-	18	18	-	-	-	-	3	2	1	-
聽 覚 障 害	總 数	1,463	635	551	239	38	-	233	231	2	-	-	166	152	14	-
1 級	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2 級	613	411	141	46	15	-	112	112	-	-	-	-	104	95	9	-
3 級	309	95	138	67	9	-	51	49	2	-	-	-	27	26	1	-
4 級	239	81	97	54	7	-	44	44	-	-	-	-	19	18	1	-
5 級	6	-	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 級	247	38	153	51	5	-	20	20	-	-	-	-	13	11	2	-
不 明	49	10	18	19	2	-	6	6	-	-	-	-	3	2	1	-
肢 体 不 自 由	總 数	5,077	1,664	2,734	529	98	2	833	831	-	1	-	1,552	442	104	1
1 級	447	216	152	73	6	-	107	107	-	-	-	-	51	49	2	-
2 級	691	243	320	113	15	-	100	100	-	-	-	-	74	68	6	-
3 級	810	221	482	90	17	-	105	104	-	1	-	-	78	58	20	-
4 級	1,225	357	724	121	22	1	182	182	-	-	-	-	149	110	36	1
5 級	1,209	405	657	116	30	-	196	196	-	-	-	-	137	111	23	-
6 級	540	170	313	50	6	1	113	112	-	-	-	1	49	35	14	-
不 明	155	51	86	16	2	-	30	30	-	-	-	-	14	11	3	-

## 配偶別

29		30 ~ 39					40 ~ 49					50 歲 以 上							
離別	不詳	總數	未婚	有配偶	死別	離別	不詳	總數	未婚	有配偶	死別	離別	不詳	總數	未婚	有配偶	死別	離別	不詳
5	-	1,209	390	763	18	38	-	1,415	199	1,091	77	48	-	3,805	192	2,357	1,146	109	1
-	-	148	70	66	1	11	-	161	36	104	14	7	-	803	43	492	241	27	-
-	-	230	127	94	2	7	-	243	80	134	17	12	-	731	92	385	230	24	-
-	-	176	46	118	4	8	-	206	22	173	6	5	-	586	20	366	182	18	-
2	-	238	45	185	2	6	-	301	21	257	15	8	-	626	19	414	178	14	1
3	-	254	71	172	6	5	-	271	26	228	9	8	-	464	9	304	136	15	-
-	-	137	19	115	3	-	-	190	11	163	10	6	-	458	7	308	133	10	-
-	-	26	12	13	-	1	-	43	3	32	6	2	-	137	2	88	46	1	-
-	-	206	57	132	4	12	-	286	40	212	22	12	-	1,182	41	702	399	40	-
-	-	96	34	52	1	9	-	121	24	80	11	6	-	606	31	380	171	24	-
-	-	39	9	27	1	2	-	44	7	31	3	3	-	207	4	109	86	8	-
-	-	14	4	9	-	1	-	19	1	16	1	1	-	77	4	35	35	3	-
-	-	11	1	9	1	-	-	15	-	13	2	-	-	69	-	50	18	1	-
-	-	15	3	11	1	-	-	24	4	19	1	-	-	68	-	36	31	1	-
-	-	26	3	23	-	-	-	53	3	45	3	2	-	114	1	68	42	3	-
-	-	4	3	1	-	-	-	10	1	8	1	-	-	41	1	24	16	-	-
-	-	188	106	79	-	3	-	215	67	126	14	8	-	661	79	330	225	27	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	115	82	31	-	2	-	98	53	39	4	2	-	184	69	62	42	11	-
-	-	25	11	13	-	1	-	39	3	32	2	2	-	167	6	90	65	6	-
-	-	20	9	11	-	-	-	30	8	17	4	1	-	126	2	68	50	6	-
-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	4	-	2	2	-	-
-	-	24	3	21	-	-	-	39	2	34	1	2	-	151	2	96	50	3	-
-	-	3	1	2	-	-	-	8	1	3	3	1	-	29	-	12	16	1	-
5	-	816	227	552	14	23	-	914	92	753	41	28	-	1,962	72	1,325	522	42	1
-	-	52	36	14	-	2	-	40	12	24	3	1	-	197	12	112	70	3	-
-	-	76	36	36	1	3	-	101	20	64	10	7	-	340	19	214	102	5	-
-	-	137	31	96	4	6	-	148	18	125	3	2	-	342	10	241	82	9	-
2	-	207	35	165	1	6	-	256	13	227	9	7	-	431	17	296	110	7	1
3	-	238	68	160	5	5	-	246	22	208	8	8	-	392	9	266	103	14	-
-	-	87	13	71	3	-	-	98	6	84	6	2	-	193	4	144	41	4	-
-	-	19	8	10	-	1	-	25	1	21	2	1	-	67	1	52	14	-	-

第 7 表 更生医療の必要者数、更生医療の種類

更 生 医 療 種 類	級 級	総 数				18 ~ 19				20 ~ 29			
		総数	中心者	補助者	被扶養者	総数	中心者	補助者	被扶養者	総数	中心者	補助者	被扶養者
総 数	総 数	402	233	149	20	27	11	16	-	82	41	41	-
	1・2 級	111	38	53	20	3	-	3	-	20	4	16	-
	3・4 級	147	100	47	-	13	7	6	-	35	22	13	-
	5・6 級	130	87	43	-	9	4	5	-	26	15	11	-
	不 明	14	8	6	-	2	-	2	-	1	-	1	-
開 眼 及 三 視 力 増 強	総 数	100	43	37	20	3	1	2	-	8	5	3	-
	1・2 級	59	21	18	20	-	-	-	-	5	3	2	-
	3・4 級	18	10	8	-	1	-	1	-	2	1	1	-
	5・6 級	20	11	9	-	2	1	1	-	1	1	-	-
	不 明	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
聴 力 増 強 手 術	総 数	20	10	10	-	1	1	-	-	4	1	3	-
	1・2 級	3	1	2	-	-	-	-	-	1	-	1	-
	3・4 級	5	2	3	-	1	1	-	-	1	-	1	-
	5・6 級	11	6	5	-	-	-	-	-	2	1	1	-
	不 明	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
断 端 部 手 術	総 数	31	27	4	-	1	1	-	-	3	3	-	-
	1・2 級	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3・4 級	18	17	1	-	-	-	-	-	3	3	-	-
	5・6 級	8	5	3	-	1	1	-	-	-	-	-	-
	不 明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固 定 回 転 等 手 術	総 数	134	86	48	-	11	4	7	-	45	23	22	-
	1・2 級	17	3	14	-	2	-	2	-	8	-	8	-
	3・4 級	65	43	22	-	7	3	4	-	21	13	8	-
	5・6 級	50	39	11	-	2	1	1	-	16	10	6	-
	不 明	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	総 数	117	67	50	-	11	4	7	-	22	9	13	-
	1・2 級	27	8	19	-	1	-	1	-	6	1	5	-
	3・4 級	41	28	13	-	4	3	1	-	8	5	3	-
	5・6 級	41	26	15	-	4	1	3	-	7	3	4	-
	不 明	8	5	3	-	2	-	2	-	1	-	1	-

等級・年齢・家計上における本人の地位別

30 ~ 39				40 ~ 49				50 ~ 59				60 歳 以 上			
総数	中心者	補助者	被扶養者	総数	中心者	補助者	被扶養者	総数	中心者	補助者	被扶養者	総数	中心者	補助者	被扶養者
86	60	26	-	66	50	16	-	73	45	28	-	68	26	22	20
16	6	10	-	16	11	5	-	23	10	13	-	33	7	6	20
37	27	10	-	23	17	6	-	26	20	6	-	13	7	6	-
32	27	5	-	23	18	5	-	21	12	9	-	19	11	8	-
1	-	1	-	4	4	-	-	3	3	-	-	3	1	2	-
7	3	4	-	14	9	5	-	27	14	13	-	41	11	10	20
6	2	4	-	8	4	4	-	15	7	8	-	25	5	-	20
1	1	-	-	4	3	1	-	4	3	1	-	6	2	4	-
-	-	-	-	2	2	-	-	7	3	4	-	8	4	4	-
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	2	-	2	-
4	3	1	-	1	-	1	-	5	2	3	-	5	3	2	-
2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	2	-	-	-	-	-
2	2	-	-	1	-	1	-	2	1	1	-	4	2	2	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-
5	4	1	-	10	9	1	-	10	8	2	-	2	2	-	-
-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	4	1	-	3	3	-	-	5	5	-	-	2	2	-	-
-	-	-	-	2	1	1	-	5	3	2	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38	28	10	-	22	18	4	-	11	8	3	-	7	5	2	-
4	2	2	-	-	-	-	-	3	1	2	-	-	-	-	-
16	12	4	-	11	7	4	-	7	6	1	-	3	2	1	-
17	14	3	-	11	11	-	-	-	-	-	-	4	3	1	-
1	-	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
32	22	10	-	19	14	5	-	20	13	7	-	13	5	8	-
4	1	3	-	3	2	1	-	5	2	3	-	8	2	6	-
15	10	5	-	5	4	1	-	7	5	2	-	2	1	1	-
13	11	2	-	7	4	8	-	7	5	2	-	3	2	1	-
-	-	-	-	4	4	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-

第 8 表 障害者数、等級・補装具所

等級	補装具	総数	所有しているが取りかえる必要あり					所有しているが取りかえる必要ない					所有していないが 必要あり	所有していないが 必要ない	不詳
			総数	身障法	福祉法	児童 福祉法	援護法	その他	総数	身障法	福祉法	児童 福祉法			
	総数	51,084	726	395	74	109	148	1,155	691	74	109	281	1,879	47,302	22
総数	盲人安全つえ	8,514	141	117	3	4	17	336	280	5	7	44	626	7,409	2
	補聴器	8,514	91	62	9	5	15	192	113	16	6	57	358	7,872	1
	義手義足	8,514	222	117	17	56	32	261	156	8	53	44	130	7,895	6
	装具	8,514	126	40	34	28	24	127	51	23	25	28	264	7,992	5
	車椅子	8,514	13	9	2	2	-	33	15	11	2	5	124	8,339	5
	その他	8,514	133	50	9	14	60	206	76	11	16	103	377	7,795	3
1	総数	8,292	135	115	5	2	13	300	242	12	7	39	485	7,361	11
1級	盲人安全つえ	1,382	119	103	3	2	11	249	212	2	5	30	378	635	1
	補聴器	1,382	2	2	-	-	-	3	3	-	-	-	11	1,366	-
	義手義足	1,382	3	1	2	-	-	9	8	1	-	-	2	1,365	3
	装具	1,382	1	1	-	-	-	6	3	2	-	1	15	1,357	3
	車椅子	1,382	5	5	-	-	-	18	9	6	1	2	65	1,291	3
	その他	1,382	5	3	-	-	2	15	7	1	1	6	14	1,347	1
2	総数	9,852	110	54	17	16	23	194	119	16	13	46	354	9,194	-
2級	盲人安全つえ	1,642	17	11	-	1	5	66	55	1	1	9	140	1,419	-
	補聴器	1,642	10	7	3	-	-	29	13	5	1	10	47	1,556	-
	義手義足	1,642	36	18	7	8	3	32	20	1	8	3	16	1,558	-
	装具	1,642	9	2	2	2	3	19	11	4	1	3	27	1,587	-
	車椅子	1,642	7	3	2	2	-	11	4	4	1	2	41	1,583	-
	その他	1,642	31	13	3	3	12	37	16	1	1	19	83	1,491	-
3	総数	7,536	183	92	11	40	40	251	131	16	36	68	269	6,833	-
3級	盲人安全つえ	1,256	3	2	-	-	1	6	4	2	-	-	43	1,204	-
	補聴器	1,256	31	20	1	3	7	68	38	6	4	20	89	1,068	-
	義手義足	1,256	96	44	2	33	17	114	67	2	27	18	46	1,000	-
	装具	1,256	25	10	7	4	4	21	8	3	3	7	27	1,183	-
	車椅子	1,256	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-	6	1,248	-
	その他	1,256	27	15	1	-	11	41	13	3	2	23	58	1,130	-

## 有及び要否の状況別

等級	補装具	総数	所有しているが取りかえの必要あり					所有しているが取りかえの必要ない					所有しているが取りかえの必要あり	所有しているが取りかえの必要ない	不詳
			総数	身障法	児童福祉法	援護法	その他	総数	身障法	児童福祉法	援護法	その他			
4級	総数	9,516	158	84	18	29	27	185	98	10	29	48	300	8,866	7
	盲人安全つえ	1,586	2	1	-	1	-	6	5	-	-	1	22	1,555	1
	補聴器	1,586	25	18	4	-	3	24	12	2	1	9	77	1,459	1
	義手義足	1,586	59	41	2	9	7	72	41	2	13	16	37	1,417	1
	装具	1,586	42	13	10	15	4	30	15	1	10	4	70	1,443	1
	車椅子その他	1,586	-	-	-	-	-	3	1	1	-	1	7	1,575	1
5級	総数	8,118	68	18	15	8	27	100	37	13	11	39	211	7,736	3
	盲人安全つえ	1,353	-	-	-	-	-	5	3	-	-	2	20	1,328	-
	補聴器	1,353	2	2	-	-	-	4	2	-	-	2	8	1,339	-
	義手義足	1,353	11	4	2	2	3	8	6	1	-	1	15	1,318	1
	装具	1,353	36	9	11	5	11	44	12	11	9	12	82	1,190	1
	車椅子その他	1,353	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1,349	1
6級	総数	6,090	64	31	5	13	15	111	62	6	13	30	216	5,698	1
	盲人安全つえ	1,015	-	-	-	-	-	2	-	-	1	1	15	998	-
	補聴器	1,015	19	13	1	2	3	61	44	3	-	14	109	826	-
	義手義足	1,015	15	9	1	4	1	26	14	1	5	6	12	961	1
	装具	1,015	10	4	3	1	2	6	2	2	2	-	37	962	-
	車椅子その他	1,015	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1,014	-
不明	総数	1,680	8	1	3	1	3	14	2	1	-	11	44	1,614	-
	盲人安全つえ	280	-	-	-	-	-	2	1	-	-	1	8	270	-
	補聴器	280	2	-	-	-	2	3	1	-	-	2	17	258	-
	義手義足	280	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-	2	276	-
	装具	280	3	1	1	1	-	1	-	-	-	1	6	270	-
	車椅子その他	280	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	279	-
不明	その他	280	1	-	1	-	-	8	-	1	-	7	10	261	-

第 9 表 施設に収容の必要者数、施設種別・

施設種別	設 業 状 況	総 数		18 ~ 19		20 ~ 29		30 ~ 39		40 歳 以上	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	総 数有無	156	129	26	24	65	60	29	27	36	18
		40	26	6	5	17	15	10	5	7	1
		116	103	20	19	48	45	19	22	29	17
	1. 2 級有無	92	68	15	10	38	25	13	21	26	12
		17	7	2	1	6	3	4	3	5	-
		75	61	13	9	32	22	9	18	21	12
	3. 4 級有無	40	36	7	7	17	23	9	2	7	4
	14	13	3	2	7	10	3	1	1	-	
5. 6 級有無	26	23	4	5	10	13	6	1	6	4	
	24	23	4	7	10	11	7	3	3	2	
	9	6	1	2	4	2	3	1	1	1	
	15	17	3	5	6	9	4	2	2	1	
	-	2	-	-	-	1	-	1	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	2	-	-	-	1	-	1	-	-	
肢 体 不 自 由 者 更 生 施 設	総 数有無	54	31	10	6	25	22	10	2	9	1
		14	5	3	1	7	4	3	2	1	1
		40	26	7	5	18	18	7	2	8	-
	1. 2 級有無	21	10	3	1	12	7	3	-	3	-
		1	-	-	-	1	-	-	2	-	-
		20	10	3	1	11	7	3	-	3	1
	3. 4 級有無	17	15	4	3	8	11	2	-	3	-
	7	5	2	1	4	4	1	-	-	1	
5. 6 級有無	10	10	2	2	4	7	1	-	3	-	
	16	6	3	2	5	4	5	-	3	-	
	6	-	1	-	2	-	2	-	1	-	
	10	6	2	2	3	4	3	-	2	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
失 明 者 更 生 施 設	総 数有無	47	28	11	6	20	11	3	8	13	3
		6	2	1	-	1	1	1	1	3	-
		41	26	10	6	19	10	2	7	10	3
	1. 2 級有無	39	22	9	5	15	8	3	6	12	3
		4	-	1	-	-	-	1	-	10	-
		35	22	8	5	15	8	2	6	1	3
	3. 4 級有無	6	4	1	1	4	2	-	1	1	-
	2	1	-	-	1	-	-	1	-	-	
5. 6 級有無	4	3	1	1	3	2	-	-	-	-	
	2	1	1	-	1	1	-	-	-	-	
	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	
	2	-	1	-	-	-	-	-	1	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	





第 10 表 介護の必要者数、障害種別・等級・

障害種別 等級	総 数					18 ～ 19					20 ～ 29					30 ～ 39				
	総 数	家 族 介 護	そ 介 の 他 護	介 な 護 し	不 詳	総 数	家 族 介 護	そ 介 の 他 護	介 な 護 し	不 詳	総 数	家 族 介 護	そ 介 の 他 護	介 な 護 し	不 詳	総 数	家 族 介 護	そ 介 の 他 護	介 な 護 し	不 詳
総 数	総 数	7,435	2,210	137	5,080	8	185	39	15	131	-	821	190	28	602	1	1,209	273	15	920
	1.2 級	2,672	1,655	115	900	2	62	26	13	23	-	294	148	25	120	1	378	219	14	145
	3.4 級	2,481	374	16	2,088	3	60	7	1	52	-	288	28	2	258	-	414	31	1	382
	5.6 級	2,052	130	6	1,913	3	59	6	1	52	-	219	13	1	205	-	391	18	-	372
	不 明	230	51	-	179	-	4	-	-	4	-	20	1	-	19	-	26	5	-	21
視 覚 障 害	総 数	1,810	898	95	817	-	34	5	15	14	-	103	31	25	47	-	205	103	9	93
	1.2 級	1,197	808	86	303	-	19	3	13	3	-	65	25	23	17	-	135	93	9	33
	3.4 級	225	54	6	165	-	5	1	1	3	-	15	3	1	11	-	25	8	-	17
	5.6 級	329	19	3	307	-	9	1	1	7	-	20	2	1	17	-	41	1	-	40
	不 明	59	17	-	42	-	1	-	-	1	-	3	1	-	2	-	4	1	-	3
聴 覚 障 害	総 数	1,268	294	10	964	-	33	5	-	33	-	166	44	1	121	-	188	59	1	128
	1.2 級	520	178	7	335	-	19	4	-	15	-	104	37	1	66	-	115	48	1	66
	3.4 級	466	92	2	372	-	13	1	-	12	-	46	6	-	40	-	45	9	-	36
	5.6 級	238	18	1	219	-	5	-	-	5	-	13	1	-	12	-	25	2	-	23
	不 明	44	6	-	38	-	1	-	-	1	-	3	-	-	3	-	3	-	-	3
肢 体 不 自 由	総 数	4,357	1,018	32	3,299	8	113	29	-	84	-	552	115	2	434	1	816	111	5	699
	1.2 級	955	669	22	262	2	24	19	-	5	-	125	86	1	37	1	128	78	4	46
	3.4 級	1,790	228	8	1,551	3	42	5	-	37	-	227	19	1	207	-	344	14	1	329
	5.6 級	1,485	93	2	1,387	3	45	5	-	40	-	186	10	-	176	-	325	15	-	309
	不 明	127	28	-	99	-	2	-	-	2	-	14	-	-	14	-	19	4	-	15

年齢・介護の状況別

不 詳	40 ~ 49					50 ~ 59					60 ~ 69					70 歳 以 上				
	総 数	家 族 介 護	介 護 の 他	介 護 し	不 詳	総 数	家 族 介 護	介 護 の 他	介 護 し	不 詳	総 数	家 族 介 護	介 護 の 他	介 護 し	不 詳	総 数	家 族 介 護	介 護 の 他	介 護 し	不 詳
1	1,415	280	15	1,117	3	1,397	396	20	981	-	1,289	493	21	773	2	1,119	539	23	556	1
-	404	206	12	185	1	483	296	17	170	-	514	362	15	137	-	537	398	19	120	-
-	507	49	2	455	1	499	68	3	428	-	414	100	4	309	1	299	91	3	204	1
1	461	18	1	441	1	375	23	-	352	-	315	24	2	288	1	232	28	1	203	-
-	43	7	-	36	-	40	9	-	31	-	46	7	-	39	-	51	22	-	29	-
-	286	114	6	166	-	341	171	13	157	-	397	202	11	184	-	444	272	16	156	-
-	165	105	6	54	-	225	149	12	64	-	267	186	10	71	-	321	247	13	61	-
-	34	3	-	31	-	47	17	1	29	-	48	13	1	34	-	51	9	2	40	-
-	77	5	-	72	-	58	2	-	56	-	70	3	-	67	-	54	5	1	48	-
-	10	1	-	9	-	11	3	-	8	-	12	-	-	12	-	18	11	-	7	-
-	215	41	3	171	-	210	37	1	172	-	202	48	2	152	-	249	60	2	187	-
-	98	24	3	71	-	74	21	1	52	-	59	25	-	34	-	51	19	1	31	-
-	69	14	-	55	-	88	12	-	76	-	83	17	1	65	-	122	33	1	88	-
-	40	2	-	38	-	41	3	-	38	-	52	5	1	46	-	62	5	-	57	-
-	8	1	-	7	-	7	1	-	6	-	8	1	-	7	-	14	3	-	11	-
1	914	125	6	780	3	846	188	6	652	-	690	243	8	437	2	426	207	5	213	1
-	141	77	3	60	1	184	126	4	54	-	188	151	5	32	-	165	132	5	28	-
-	404	32	2	369	1	364	39	2	323	-	283	70	2	210	1	126	49	-	76	1
1	344	11	1	331	1	276	18	-	258	-	193	16	1	175	1	116	18	-	98	-
-	25	5	-	20	-	22	5	-	17	-	26	6	-	20	-	19	8	-	11	-

第 11 表 障害者数, 障害種別・家計上の現金支出・世帯人員別

家計上の現金支出				総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上
総 数	総		数	8,514	507	699	925	1,137	1,382	3,864
	4,999円	未	満	672	363	141	49	36	36	47
	5,000	～	9,999	1,622	108	317	310	257	215	415
	10,000	～	14,999	1,728	20	144	259	287	305	713
	15,000	～	19,999	1,566	12	47	163	244	328	772
	20,000	～	29,999	1,801	1	35	101	216	321	1,127
	30,000	～	39,999	724	-	8	30	61	124	501
	40,000円	以	上	393	1	7	13	33	53	286
	不		詳	8	2	-	-	3	-	3
視 覚 障 害	総		数	1,974	236	206	231	261	261	779
	4,999円	未	満	281	205	42	13	6	6	9
	5,000	～	9,999	422	23	104	79	73	44	99
	10,000	～	14,999	414	4	38	73	69	62	168
	15,000	～	19,999	328	3	9	40	53	71	152
	20,000	～	29,999	351	-	7	23	42	52	227
	30,000	～	39,999	121	-	4	3	12	20	82
	40,000円	以	上	54	1	2	-	3	6	42
	不		詳	3	-	-	-	3	-	-
聴 覚 障 害	総		数	1,463	66	113	163	188	224	709
	4,999円	未	満	102	44	25	6	12	6	9
	5,000	～	9,999	271	18	48	53	38	30	84
	10,000	～	14,999	310	3	26	47	47	44	143
	15,000	～	19,999	258	-	10	32	34	54	128
	20,000	～	29,999	333	-	2	19	44	60	208
	30,000	～	39,999	125	-	1	4	10	22	88
	40,000円	以	上	63	-	1	2	3	8	49
	不		詳	1	1	-	-	-	-	-
肢 体 不 自 由	総		数	5,077	205	380	531	688	897	2,376
	4,999円	未	満	289	114	74	30	18	24	29
	5,000	～	9,999	929	67	165	178	146	141	232
	10,000	～	14,999	1,004	13	80	139	171	199	402
	15,000	～	19,999	980	9	28	91	157	203	492
	20,000	～	29,999	1,117	1	26	59	130	209	692
	30,000	～	39,999	478	-	3	73	39	82	331
	40,000円	以	上	276	-	4	11	27	39	195
	不		詳	4	1	-	-	-	-	3

第 12 表 障害者数、障害種別・家計上の地位・納税額別

家計上の地位		総数	0円	1~999	1,000 ~1,999	2,000 ~2,999	3,000 ~3,999	4,000 ~4,999	5,000 ~9,999	10,000円 以上
総 数	総数	8,514	7,038	191	111	117	95	72	273	617
	家計の中心者	2,702	2,308	58	29	32	28	21	67	159
	家計の補助者	1,168	965	21	23	20	16	11	30	82
	被扶養者 不詳	4,644	3,765	112	59	65	51	40	176	376
視 覚 障 害	総数	1,974	1,699	33	22	24	18	9	53	116
	家計の中心者	564	501	10	4	8	6	1	10	24
	家計の補助者	203	175	2	5	4	3	1	4	9
	被扶養者 不詳	1,207	1,023	21	13	12	9	7	39	83
聴 覚 障 害	総数	1,463	1,178	39	18	24	19	14	55	116
	家計の中心者	347	301	6	2	6	2	2	8	20
	家計の補助者	306	253	8	5	8	3	3	8	18
	被扶養者 不詳	810	624	25	11	10	14	9	39	78
肢 体 不 自 由	総数	5,077	4,161	119	71	69	58	49	165	385
	家計の中心者	1,791	1,506	42	23	18	20	18	49	115
	家計の補助者	659	537	11	13	8	10	7	18	55
	被扶養者 不詳	2,627	2,118	66	35	43	28	24	98	215

第 13 表 被保護世帯に属している障害者数、障害種別・

障 害 種 別 等	障 害 種 別 級	總 数				15 ~ 17				18 ~ 19				20 ~	
		總 数	家中 計心 の者	家計 補助 者	被扶 養者	總 数	家中 計心 の者	家計 補助 者	被扶 養者	總 数	家中 計心 の者	家計 補助 者	被扶 養者	總 数	家中 計心 の者
		總 数	總 数	573	287	36	250	9	1	1	7	10	1	1	8
	1 . 2 級	270	119	15	136	1	-	-	1	1	-	1	-	22	4
	3 . 4 級	156	83	8	65	3	1	-	2	2	-	2	-	10	5
	5 . 6 級	136	79	13	44	5	-	1	4	6	1	-	5	12	4
	不 明	11	6	-	5	-	-	-	-	1	-	-	1	1	-
視 覚 障 害	總 数	206	100	10	96	1	-	-	1	1	-	-	1	8	3
	1 . 2 級	160	76	8	76	-	-	-	-	-	-	-	-	5	3
	3 . 4 級	23	11	1	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5 . 6 級	20	11	1	8	1	-	-	1	1	-	-	1	2	-
	不 明	3	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
聴 覚 障 害	總 数	71	29	7	35	1	-	-	1	-	-	-	-	7	1
	1 . 2 級	29	12	3	14	-	-	-	-	-	-	-	-	5	1
	3 . 4 級	24	7	1	16	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	5 . 6 級	17	9	3	5	1	-	-	1	-	-	-	-	1	-
	不 明	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
肢 体 不 自 由	總 数	296	158	19	119	7	1	1	5	9	1	1	7	30	9
	1 . 2 級	81	31	4	46	1	-	-	1	1	-	1	-	12	-
	3 . 4 級	109	65	6	38	3	1	-	2	2	-	-	2	9	5
	5 . 6 級	99	59	9	31	3	-	1	2	5	1	-	4	9	4
	不 明	7	3	-	4	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-

等級・年齢・家計上における本人の地位別

29		30 ~ 39				40 ~ 49				50 ~ 59				60 ~ 69				70歳以上				
家計補助者	被扶養者	総数	家中計心の者	家計補助者	被扶養者	総数	家中計心の者	家計補助者	被扶養者	総数	家中計心の者	家計補助者	被扶養者	総数	家中計心の者	家計補助者	被扶養者	総数	家中計心の者	家計補助者	被扶養者	
6	26	96	54	13	29	122	70	7	45	112	57	3	52	95	46	4	45	84	45	1	38	
2	16	39	20	6	13	53	26	4	23	59	25	1	33	46	18	1	27	49	26	-	23	
-	5	25	10	4	11	37	24	1	12	30	18	1	11	26	12	2	12	23	13	-	10	
4	4	30	22	3	5	29	18	2	9	21	13	1	7	22	15	1	6	11	6	1	4	
-	1	2	2	-	-	3	2	-	1	2	1	-	1	1	1	-	-	1	-	-	-	1
2	3	31	18	6	7	38	22	-	16	42	19	1	22	42	16	1	25	43	22	-	21	
1	1	24	13	5	6	31	17	-	14	36	15	1	20	32	12	1	19	32	16	-	16	
-	-	3	1	1	1	3	1	-	2	3	2	-	1	6	2	-	4	8	5	-	3	
1	1	3	3	-	-	4	4	-	-	2	1	-	1	4	2	-	2	3	1	-	2	
-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	5	8	1	3	4	18	9	3	6	11	5	-	6	11	5	-	6	15	8	-	7	
-	4	1	-	-	1	10	4	3	3	7	3	-	4	2	1	-	1	4	3	-	1	
-	1	3	-	1	2	6	3	-	3	3	1	-	2	4	-	-	4	7	3	-	4	
1	-	4	1	2	1	1	1	-	-	1	1	-	-	5	4	-	1	4	2	-	2	
-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	18	57	35	4	18	66	39	4	23	59	33	2	24	42	25	3	14	26	15	1	10	
1	11	14	7	1	6	12	5	1	6	16	7	-	9	12	5	-	7	13	7	-	6	
-	4	19	9	2	8	28	20	1	7	24	15	1	8	16	10	2	4	8	5	-	3	
2	3	23	18	1	4	24	13	2	9	18	11	1	6	13	9	1	3	4	3	1	-	
-	-	1	1	-	-	2	1	-	1	1	-	-	1	1	1	-	-	1	-	-	-	1

第 14 表 就業者数，障害種別・等級・

障 害 種 別 級			總 数		15 ~ 17		18 ~ 19		20 ~
			男	女	男	女	男	女	男
總 数	總 数		2,840	677	33	12	46	28	305
	1 級		189	62	1	-	-	-	15
	2 級		407	136	6	2	7	5	60
	3 級		462	78	4	-	11	5	50
	4 級		716	135	10	1	13	4	77
	5 級		523	141	5	6	8	7	56
	6 級		459	106	5	3	7	7	40
不 明		84	19	2	-	-	-	7	
視 覚 障 害	總 数		503	146	3	-	1	2	35
	1 級		168	58	-	-	-	-	12
	2 級		78	26	-	-	1	-	5
	3 級		33	6	-	-	-	1	2
	4 級		45	12	-	-	-	-	3
	5 級		49	14	-	-	-	-	3
	6 級		114	23	1	-	-	1	9
不 明		16	7	2	-	-	-	1	
聽 覚 障 害	總 数		463	198	8	2	12	9	63
	1 級		-	-	-	-	-	-	-
	2 級		197	89	4	2	6	3	39
	3 級		92	34	-	-	3	2	12
	4 級		58	32	3	-	2	1	2
	5 級		1	1	-	-	-	-	-
	6 級		104	37	1	-	1	3	9
不 明		11	5	-	-	-	-	1	
肢 体 不 自 由	總 数		1,874	333	22	10	33	17	207
	1 級		21	4	1	-	-	-	3
	2 級		132	21	2	-	-	2	16
	3 級		337	38	4	-	8	2	36
	4 級		613	91	7	1	11	3	72
	5 級		473	126	5	6	8	7	53
	6 級		241	46	3	3	6	3	22
不 明		57	7	-	-	-	-	5	

## 年齡・性別

29	30 ~ 39		40 ~ 49		50 ~ 59		60 ~ 69		70 歲 以 上	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
127	653	158	811	154	596	110	299	70	97	18
5	44	24	52	15	47	10	25	5	5	3
34	95	31	101	31	83	13	40	15	15	5
15	106	19	129	17	99	13	44	8	19	1
35	163	21	202	29	155	28	76	14	20	3
18	143	43	162	34	98	21	39	10	12	2
15	91	17	138	21	95	23	62	16	21	4
5	11	3	27	7	19	2	13	2	5	-
12	100	38	141	41	123	23	77	22	23	8
4	36	22	47	14	45	10	23	5	5	3
3	20	6	16	8	23	3	9	4	4	2
-	7	1	12	2	6	1	2	-	4	1
1	5	3	12	1	11	5	11	2	3	-
-	10	2	12	6	7	-	13	5	4	1
4	22	2	38	7	25	3	16	5	3	1
-	-	2	4	3	6	1	3	1	-	-
39	76	43	115	41	93	37	58	23	38	4
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
27	46	21	48	15	33	9	15	10	6	2
6	10	10	23	7	23	7	12	2	9	-
3	9	4	14	7	14	10	6	5	8	2
-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
2	10	7	25	9	21	10	22	6	15	-
1	1	1	4	3	2	-	3	-	-	-
76	477	77	555	72	380	50	164	25	36	6
1	8	2	5	1	2	-	2	-	-	-
4	29	4	37	8	27	1	16	1	5	1
9	39	8	94	8	70	5	30	6	6	-
31	149	14	176	21	130	13	59	7	9	1
18	133	41	149	28	91	20	26	5	8	1
9	59	8	75	5	49	10	24	5	3	3
4	10	-	19	1	11	1	7	1	5	-



第 15 表 就業者数（家族従業を除く）、障害種別・

障害種別	従業上の地位	総 数										1 年 ～ 2 年					
		総数	円2,000				円4,000				円6,000		総数	円2,000			
			未	満	3,999	5,999	7,999	9,999	14,999	19,999	20,000	以上		未	満	3,999	5,999
総 数	総 数	2,849	139	281	345	306	264	549	364	601	405	31	74	88	66	39	
	業 主	1,700	74	157	185	157	147	343	222	415	100	8	17	18	6	5	
	常 雇	807	17	42	105	86	79	173	128	177	195	11	27	50	40	24	
	日 雇 その他	203	13	40	33	50	33	24	8	2	64	5	15	11	16	6	
視 覚 障 害	総 数	532	31	59	64	73	62	91	63	89	41	1	3	11	8	5	
	業 主	420	25	48	45	53	48	80	50	70	13	-	1	4	2	1	
	常 雇	63	-	3	12	9	6	6	11	16	14	-	1	5	2	3	
	日 雇 その他	29	2	3	4	8	6	5	1	-	8	1	-	-	3	-	
聴 覚 障 害	総 数	438	29	66	66	56	39	78	48	56	79	10	23	17	13	7	
	業 主	242	11	26	28	21	23	52	35	46	14	-	3	3	-	2	
	常 雇	126	7	17	25	24	7	25	12	9	42	6	9	11	10	3	
	日 雇 その他	48	4	13	9	11	9	1	1	-	13	1	5	2	3	2	
肢 体 不 自 由	総 数	1,879	79	156	215	177	163	380	253	456	285	20	48	60	45	27	
	業 主	1,038	37	83	112	83	76	211	137	299	73	8	13	11	4	2	
	常 雇	618	10	22	68	53	66	142	105	152	139	5	17	34	28	18	
	日 雇 その他	126	7	24	20	31	18	18	6	2	43	3	10	9	10	4	
		97	25	27	15	10	3	9	5	3	30	4	8	6	3	3	

## 従業上の地位・勤務年数・収入階級別

			3年 ~ 4年										5年				
10,000 } 14,999	15,000 } 19,999	20,000 以上	総数	円 2,000 } 未 満	2,000 } 3,999	4,000 } 5,999	6,000 } 7,999	8,000 } 9,999	10,000 } 14,999	15,000 } 19,999	20,000 以上	総数	円 2,000 } 未 満	2,000 } 3,999	4,000 } 5,999	6,000 } 7,999	
56	26	25	209	12	31	33	22	30	43	20	18	436	17	38	58	63	
18	11	17	64	1	13	5	5	9	11	11	9	214	10	20	26	28	
28	8	7	101	2	8	22	11	16	27	8	7	154	-	3	22	20	
7	4	-	21	-	3	2	6	5	4	-	1	43	2	7	7	10	
3	3	1	23	9	7	4	-	-	1	1	1	25	5	8	3	5	
7	3	3	26	-	5	4	4	3	5	4	1	68	3	7	11	14	
1	2	2	14	-	2	2	1	2	3	3	1	42	2	5	7	9	
2	1	-	6	-	2	1	1	-	2	-	-	14	-	-	2	3	
4	-	-	4	-	-	1	2	1	-	-	-	10	-	2	2	1	
-	-	1	2	-	1	-	-	-	-	1	-	2	1	-	-	1	
4	2	3	23	2	5	4	4	3	4	-	1	67	3	10	12	12	
1	2	3	3	-	-	1	-	1	1	-	-	25	2	2	2	2	
3	-	-	15	-	4	3	3	1	3	-	1	28	-	3	8	8	
-	-	-	3	-	1	-	1	1	-	-	-	11	1	3	2	2	
-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	3	-	2	-	-	
45	21	19	160	10	21	25	14	24	34	16	16	301	11	21	35	37	
16	7	12	47	1	11	2	4	6	7	8	8	147	6	13	17	17	
23	7	7	80	2	2	18	7	15	22	8	6	112	-	-	12	9	
3	4	-	14	-	2	1	3	3	4	-	1	22	1	2	3	7	
3	3	-	19	7	6	4	-	-	1	-	1	20	4	6	3	4	

障害種別	9年					10年												
	従業上の地位					総数	円											
	8,000 9,999	10,000 14,999	15,000 19,999	20,000 以上	2,000 未		2,000 満	2,000 3,999	4,000 5,999	6,000 7,999	8,000 9,999	10,000 14,999	15,000 19,999	20,000 以上				
総数	総数	53	93	53	61	1,799	79	138	166	155	142	357	265	497				
	業主	21	44	26	39	1,322	55	107	136	118	112	270	174	350				
	常雇	21	41	26	21	357	4	4	11	15	18	77	86	142				
	日雇その他	11	6	-	-	75	6	15	13	18	11	7	4	1				
視覚障害	総数	13	3	8	9	397	27	44	38	47	41	76	48	76				
	業主	6	3	4	6	351	24	40	32	41	39	73	41	61				
	常雇	2	-	4	3	29	-	-	4	3	1	2	6	13				
	日雇その他	5	-	-	-	7	1	1	1	2	-	1	1	-				
聴覚障害	総数	3	13	10	4	269	14	28	33	27	26	57	36	48				
	業主	-	8	6	3	200	9	21	22	19	20	42	27	40				
	常雇	-	5	4	-	41	1	1	3	3	3	14	8	8				
	日雇その他	3	-	-	-	21	2	4	5	5	3	1	1	-				
肢体不自由	総数	37	77	35	48	1,133	38	66	95	81	75	224	181	373				
	業主	15	33	16	30	771	22	46	82	58	53	155	106	249				
	常雇	19	36	18	18	287	3	3	4	9	14	61	72	121				
	日雇その他	3	6	-	-	47	3	10	7	11	8	5	2	1				



第 18 表 未就業者数，障害種別・等級・未就

障害種別等級	不就業者 総数	休業者	失業者	身体上の理由により就業不能									
				総数	15~17	18~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70 以上	
総数	4,147	20	46	2,862	50	52	253	278	323	561	720	625	
1級	1,002	3	3	420	7	11	51	71	81	140	203	213	
2級	934	5	3	391	10	15	75	86	87	145	158	136	
3級	601	4	9	196	13	4	31	31	45	91	114	85	
4級	579	1	16	166	9	7	40	29	39	65	92	69	
5級	550	4	9	159	4	10	38	36	46	69	84	53	
6級	348	2	6	92	5	3	11	15	19	34	47	44	
不明	133	1	-	52	2	2	7	10	6	17	22	25	
総数	1,204	8	4	814	4	6	20	52	76	156	232	268	
1級	671	3	3	483	3	2	6	30	50	89	139	164	
2級	214	3	-	150	-	1	4	10	15	33	46	41	
3級	85	-	-	57	-	-	2	4	4	12	14	21	
4級	55	-	-	32	-	-	2	3	2	8	8	9	
5級	58	1	-	31	-	1	4	3	-	3	11	9	
6級	81	1	1	35	1	1	-	-	4	8	7	14	
不明	40	-	-	26	-	1	2	2	1	3	7	10	
総数	650	1	3	362	9	6	44	45	33	47	82	96	
1級	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2級	252	1	2	156	2	3	25	35	21	20	27	23	
3級	148	-	-	84	4	1	7	2	5	12	23	30	
4級	120	-	1	64	1	2	11	4	4	6	14	22	
5級	4	-	-	3	-	-	-	1	-	-	1	-	
6級	98	-	-	37	2	-	-	2	2	3	15	13	
不明	28	-	-	18	-	-	1	1	1	5	2	8	
総数	2,293	11	39	1,686	37	40	189	181	214	358	406	261	
1級	331	-	-	294	4	9	45	41	31	51	64	49	
2級	468	1	1	406	8	11	46	41	51	92	85	72	
3級	368	4	9	273	9	3	22	25	36	67	77	34	
4級	404	1	15	254	8	5	27	22	33	51	70	38	
5級	488	3	9	306	4	9	34	32	46	65	72	44	
6級	169	1	5	106	2	2	11	13	13	23	25	17	
不明	65	1	-	47	2	1	4	7	4	9	13	7	

## 業の理由・年齢別

就 業 の 必 要 が な い									そ の 他								
総数	15~17	18~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70歳以上	総数	15~17	18~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70歳以上
<b>774</b>	<b>81</b>	<b>30</b>	<b>55</b>	<b>49</b>	<b>66</b>	<b>91</b>	<b>141</b>	<b>261</b>	<b>445</b>	<b>57</b>	<b>28</b>	<b>61</b>	<b>56</b>	<b>48</b>	<b>29</b>	<b>49</b>	<b>117</b>
169	9	11	21	3	8	16	23	78	50	—	2	8	5	3	7	10	15
131	15	4	6	9	12	14	25	46	83	9	7	17	8	11	6	5	20
126	18	2	7	12	7	13	28	39	48	5	2	3	4	6	3	8	17
127	14	6	8	9	18	22	18	32	85	18	5	14	12	9	4	9	14
106	15	4	7	10	14	13	23	20	91	17	5	16	20	13	3	7	10
90	8	3	5	5	5	12	17	35	72	8	5	3	6	5	6	8	31
25	2	—	1	1	2	1	7	11	16	—	2	—	1	1	—	2	10
<b>285</b>	<b>36</b>	<b>19</b>	<b>23</b>	<b>7</b>	<b>14</b>	<b>28</b>	<b>45</b>	<b>113</b>	<b>93</b>	<b>1</b>	<b>6</b>	<b>12</b>	<b>5</b>	<b>11</b>	<b>10</b>	<b>16</b>	<b>32</b>
140	8	11	20	3	5	13	17	63	42	—	1	7	4	3	6	9	12
47	6	2	1	1	4	2	11	20	14	1	1	2	1	2	—	—	7
23	8	1	1	1	1	1	5	5	5	—	—	—	—	—	—	3	2
17	4	2	1	—	—	3	3	4	6	—	1	3	—	—	—	—	2
21	5	1	—	—	2	3	3	7	5	—	—	—	—	3	—	2	—
29	3	2	—	2	1	5	5	11	15	—	3	—	—	2	4	2	4
8	2	—	—	—	1	1	1	3	6	—	—	—	—	1	—	—	5
<b>161</b>	<b>12</b>	<b>3</b>	<b>7</b>	<b>11</b>	<b>8</b>	<b>23</b>	<b>27</b>	<b>70</b>	<b>123</b>	<b>11</b>	<b>8</b>	<b>13</b>	<b>13</b>	<b>16</b>	<b>9</b>	<b>12</b>	<b>41</b>
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
44	6	2	3	7	4	6	2	14	49	4	5	10	6	8	5	5	6
40	5	—	—	—	1	5	9	20	24	—	1	2	3	3	2	3	10
38	1	1	3	2	2	7	8	14	17	3	—	—	1	3	2	1	7
1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	—	—	1	2	1	5	5	16	31	4	1	1	3	2	—	3	17
8	—	—	—	—	—	—	3	5	2	—	1	—	—	—	—	—	1
<b>328</b>	<b>33</b>	<b>8</b>	<b>25</b>	<b>31</b>	<b>44</b>	<b>40</b>	<b>69</b>	<b>73</b>	<b>229</b>	<b>45</b>	<b>14</b>	<b>36</b>	<b>38</b>	<b>21</b>	<b>10</b>	<b>21</b>	<b>44</b>
29	1	—	1	—	3	3	6	15	8	—	1	1	1	—	1	1	3
40	3	—	2	1	4	6	12	12	20	4	1	5	1	1	1	—	7
63	5	1	6	11	5	7	14	14	19	5	1	1	1	3	1	2	5
72	9	3	4	7	16	12	7	14	62	15	4	11	11	6	2	8	5
84	10	3	7	10	12	10	20	12	86	17	5	16	20	10	3	5	10
31	5	1	4	1	3	2	7	8	26	4	1	2	3	1	2	3	10
9	—	—	1	1	1	—	3	3	8	—	1	—	1	—	—	2	4

第 19 表 年金受給者数, 障害種別・

障害種別	総数			20 ~ 29			30 ~ 39		
	総数	有	無	総数	有	無	総数	有	無
総数	1,377	626	751	26	10	16	168	138	30
恩給	738	488	250	2	1	1	114	107	7
厚生年金	137	50	87	7	2	5	24	12	12
船保年金	4	2	2	-	-	-	1	1	-
労災公災	19	10	9	1	-	1	9	6	3
その他	479	76	403	16	7	9	20	12	8
視覚障害	338	97	241	6	2	4	20	11	9
恩給	150	67	83	-	-	-	9	6	3
厚生年金	31	10	21	2	1	1	3	1	2
船保年金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
労災公災	1	-	1	-	-	-	1	-	1
その他	156	20	136	4	1	3	7	4	3
聴覚障害	189	64	125	8	6	2	11	10	1
恩給	69	34	35	-	-	-	6	5	1
厚生年金	13	5	8	1	1	-	1	1	-
船保年金	1	-	1	-	-	-	-	-	-
労災公災	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	106	25	81	7	5	2	4	4	-
肢体不自由	850	465	385	12	2	10	137	117	20
恩給	519	387	132	2	1	1	99	96	3
厚生年金	93	35	58	4	-	4	20	10	10
船保年金	3	2	1	-	-	-	1	1	-
労災公災	18	10	8	1	-	1	8	6	2
その他	217	31	186	5	1	4	9	4	5

第 20 表 障害福祉年金受給者数, 障害

障害種別	総数	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70歳以上
総数	814	111	102	139	160	140	162
1 級	176	12	15	21	27	39	62
2 級	203	42	24	31	34	39	93
3 級	435	57	63	87	99	62	67
視覚障害	179	6	11	23	33	40	66
1 級	116	5	7	16	20	24	44
2 級	30	1	1	2	7	10	9
3 級	33	-	3	5	6	6	13

## 年金の種類・年齢・就業の有無別

40 ~ 49			50 ~ 59			60 ~ 69			70 歳以上		
総数	有	無	総数	有	無	総数	有	無	総数	有	無
349	294	55	155	87	68	197	54	143	482	43	439
289	256	33	92	67	25	110	38	72	131	19	112
33	20	13	29	8	21	24	7	17	20	1	19
1	-	1	1	-	1	1	1	-	-	-	-
5	3	2	1	1	-	2	-	2	1	-	1
21	15	6	32	11	21	60	8	52	330	23	307
57	46	11	29	14	15	70	15	55	156	9	147
44	38	6	10	6	4	39	12	27	48	5	43
7	5	2	8	3	5	5	-	5	6	-	6
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	3	3	11	5	6	26	3	23	102	4	98
16	15	1	15	5	10	22	10	12	117	18	99
12	11	1	9	5	4	14	6	8	28	7	21
-	-	-	2	-	2	4	2	2	5	1	4
-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	4	-	3	-	3	4	2	2	84	10	74
276	233	43	111	68	43	105	29	76	209	16	193
233	207	26	73	56	17	57	20	37	55	7	48
26	15	11	19	5	14	15	5	10	9	-	9
1	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-
5	3	2	1	1	-	2	-	2	1	-	1
11	8	3	18	6	12	30	3	27	144	9	135

## 種別・等級・年齢別

障害種別		等級	総数	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70歳以上
聴覚障害	総	数	181	33	21	31	34	25	37
	1	級	-	-	-	-	-	-	-
	2	級	79	20	14	15	13	9	8
	3	級	102	13	7	16	21	16	29
肢体不自由	総	数	454	72	70	85	93	75	59
	1	級	60	7	8	5	7	15	18
	2	級	94	21	9	14	14	20	16
	3	級	300	44	53	66	72	40	25





## 障害の時の年齢・調査時の年齢・等級別

20 ~ 29					30 ~ 39					40 ~ 49				
総数	1.2級	3.4級	5.6級	不明	総数	1.2級	3.4級	5.6級	不明	総数	1.2級	3.4級	5.6級	不明
103	65	15	20	3	205	135	25	41	4	286	165	34	77	10
74	47	12	13	2	107	78	11	14	4	106	70	10	24	2
20	14	3	3	-	46	27	6	13	-	40	25	5	8	2
9	4	-	4	1	30	20	2	8	-	56	27	7	20	2
-	-	-	-	-	21	10	6	5	-	53	29	7	15	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	13	5	9	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	2	1	-	1	-
56	51	3	2	-	78	71	4	2	1	64	56	3	5	-
46	41	3	2	-	49	44	2	2	1	27	24	-	3	-
9	9	-	-	-	18	16	2	-	-	18	15	2	1	-
1	1	-	-	-	9	9	-	-	-	12	10	1	1	-
-	-	-	-	-	2	2	-	-	-	5	5	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	3	2	1	-	-	10	7	1	2	-
-	-	-	-	-	2	1	1	-	-	4	3	-	1	-
-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2	1	1	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	1	1	-	-	2	2	-	-	-	6	5	-	-	1
1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	2	2	-	-	-
1	1	1	-	-	1	1	-	-	-	2	2	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
45	18	11	18	3	122	60	20	39	3	206	97	30	70	9
27	6	8	11	2	55	32	8	12	3	73	41	10	20	2
10	4	3	3	-	28	11	4	13	-	20	9	2	7	2
8	3	-	4	1	19	9	2	8	-	39	12	6	19	2
-	-	-	-	-	19	8	6	5	-	46	23	7	15	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26	11	5	8	2
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	2	1	-	1	-

